

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 10 月 8 日

案件名	相模原市ICT総合戦略の策定について													
所管	企画財政	局 区	企画	部	情報政策	課	担当者					内線		
概要	情報通信技術の進展や国の政策動向などを踏まえ、令和2年度からの新たな情報化計画として「相模原市ICT総合戦略」を策定するもの。													
審議内容 (論点)	相模原市ICT総合戦略(案)について													
実施計画の 位置付け	なし	施策番号及び 実施計画事業名												
審議日	関係課長会議	令和元	年	8	月	21	日	政策調整会議	令和元	年	10	月	11	日
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日
日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期					報道への情報提供				なし	
	パブリックコメント	あり		時期	令和元年12月～令和2年1月			議会への情報提供	部会	令和元年12月				
	審議会等、協議 会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等				なし							
検討経過等	関係部局との 調整		関係部局名等			調整項目			調整状況					
			企画政策課			次期総合計画との整合			調整済					
			経営監理課			(仮称)さがみはら行財政改革推進指針			調整済					
	打合せ・会議の経過													
	月日		会議名等				内容							
	R1.5.24		第1回ICT戦略調整会議				ICT総合戦略の事業精査の進め方について							
R1.7.5・7.29・8.14		第1回～3回策定検討部会				計画骨子案、事業について								
R1.7.29・8.19		計画策定アドバイザー等意見聴取				計画骨子案に関する意見聴取								
R1.8.21		第2回ICT戦略調整会議兼関係課長会議				ICT総合戦略骨子案について								
備考														
関係課長会議 の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。					(政策調整会議)						
関係課長会議 の出席課・ 機関等	企画部長		総務法制課			企画政策課			危機管理課					
	区政支援課		健康福祉総務室			こども・若者政策課			環境経済総務室					
	都市建設総務室		教育総務室			議会総務課			消防総務課					
	緑区役所区政策課		中央区役所区政策課			南区役所区政策課			情報政策課					
これまでの 庁議での 主な意見	<p>【関係課長会議】 次期総合計画においても、AIやIoTを活用して事業を推進する方針である。しかし、現場では日頃の業務で精一杯のような状況があるため、より一層、情報政策課のサポートをお願いしたい。 本計画の重点17事業については、情報政策課の担当を配置し、事業実施の支援を行う。 計画(案)5章の施策2-2「デジタル・ワークスタイルへの転換」について、施策目標の対象には教員も含まれるか。一方、7章の「ICTを活用した次世代の学校創造事業」は学校現場そのものであり、対象とする範囲について計画上のバランスをとる必要があるのではないか。 学校の関係については調整させていただきたい。 計画の見直しについて、事業の実施主体が自ら必要性や妥当性を判断するのは難しいのではないかと考えており、課題・問題点を情報政策課と一緒に検討し、ICT戦略調整会議で見直しを判断することを考えている。</p> <p>【事務事業調整会議】 施策3-1「データ利活用推進」に掲げられている施策目標値のみ細かく設定されているが、考えがあるのか。 現状値に増加率を掛けて算出したものなので、分かりやすい数値となるよう調整したい。 例えば、次期総合計画の内容や予算編成の動向などによって、本計画の見直しが必要になるケースも想定されるが、どのように考えているか。 計画を推進していく中で、新たなニーズや新たな手法が出てくることも考えられる。予算の状況や技術的な課題も出てくるものと承知しているので、計画の見直しについては柔軟に対応していく考えである。</p>													

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

目的

本市では、平成28年3月に「相模原市ICT活用推進計画(平成28年度～平成31年度)」を策定し情報及び情報通信技術を活用した事業として、計31事業を進めてきている。

一方、この間、情報通信技術の進展やそれを活用した新たなサービスの普及、また、国の新たなIT戦略や社会保障・税番号制度の開始など、本市を取り巻く環境が大きく変化してきており、こうした環境の変化を的確に捉えた計画づくりが必要になっている。

こうしたことから、令和2年度から令和5年度までの新たな情報化計画として、「ICT総合戦略」を策定する。

計画(案)の構成

第1章 ICT総合戦略策定の背景

計画策定の趣旨、ICTの動向、国の施策の動向

第2章 現行計画の振り返り

これまでの情報化の取組、現行計画の評価と検証

第3章 ICT総合戦略の基本方針

位置づけ、計画期間、基本理念、基本目標、3つの視点

第4章 計画の体系と管理指標

計画の体系、重点事業の設定、管理指標、

第5章 施策と事業の展開

施策の展開、事業の展開

第6章 計画の推進

推進体制、進行管理、計画の見直し

第7章 事業一覧

事業の管理指標等

(2) 計画策定スケジュール

令和元年10月～ 庁議

12月 議会への情報提供(総務部会)

12月 パブリックコメントの実施(～令和2年1月)

令和2年3月 計画策定・公表

(3) 事業スケジュール

計画に位置付いた事業ごとに、実施主体が4年間の事業計画を立案する。

また、事業実施に当たって庁議が必要な案件については、実施主体が個別に庁議に諮る。

(4) 市民等への周知、合意形成

令和元年12月～令和2年1月 パブリックコメントを実施。

(5) 事業経費・財源

計画に位置づいた事業ごとに、実施主体が予算要求を行う。

事業実施に当たって国庫補助が見込めるものについては、当該補助金により事業費の確保に努める。

(6) 財源確保の考え方

単年度要因要求、または、他事業の見直しや新たな財源確保により必要額を生み出す。

また、既存サービスを有効利用するなど、創意工夫により事業費の縮減を図る。

(7) 事業実施の効果

施策目標値を達成により、市総合計画の基本方針に寄与する。

相模原市ICT総合戦略 (案)

令和 年 月
相 模 原 市



目 次

第1章 相模原市ICT総合戦略策定の背景.....	3
1 計画策定の趣旨	4
2 ICTの動向	6
3 国のICT施策の動向	10
第2章 現行計画の振り返り	12
1 これまでの情報化の取組	13
2 現行計画の評価と検証	14
第3章 計画の基本方針.....	22
1 計画の位置付け	23
2 計画期間	24
3 基本理念	25
4 基本理念の実現に向けた情報リテラシーの育成.....	26
5 3つの基本目標	27
6 基本目標達成に向けた3つの視点.....	28
第4章 計画の体系と管理指標	29
1 計画の体系	30
2 重点事業の設定	31
3 管理指標	32
第5章 施策と事業の展開.....	33
1 施策の展開	34
2 事業の展開	42
第6章 計画の推進.....	48
1 計画推進体制	49
2 計画の進行管理	50
3 計画の見直し	51
第7章 事業一覧	52

資料編

1	策定体制	1
2	策定経過	5
3	基礎資料	6

* (アスタリスク) のついた用語については、ページ下段に説明を掲載しています。

第1章

相模原市ICT総合戦略策定の背景

- 1 計画策定の趣旨
- 2 ICTの動向
- 3 国のICT施策の動向

1 計画策定の趣旨

平成時代が幕を閉じ、令和時代が始まりました。平成の約30年間で情報通信技術(以下「ICT」という。)は、目覚ましい進展を遂げ、インターネットの普及、スマートデバイス(スマートフォンやタブレット端末等)の利用、SNS^{*1}による新たなコミュニケーション手法の確立等、多くの価値を生み出し、社会の利便性向上や私たちの生活様式の変化に大きく寄与するとともに、社会基盤(インフラ)として必要不可欠なものとなりました。今後は、さらにAI^{*2}、IoT^{*3}、第5世代移動通信システム(以下「5G」という。)等の新たなテクノロジーが進展するとともに、ビッグデータ^{*4}やオープンデータ^{*5}の活用が推進されることで、政府が提唱する「Society 5.0^{*6}」、すなわち「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を融合させた取組により人々に豊かさをもたらす社会」の実現に向けた取組が加速していくことが見込まれます。

一方で、少子高齢化による人口減少が克服すべき社会課題として顕在化しています。平成30年に総務省が公表した「自治体戦略2040構想研究会 第一次報告」では、今後、人口減少のスピードは加速化し、2040年頃には、毎年90万人程度の人口減少が見込まれるとされています。

本市においても、さがみはら都市みらい研究所が平成30年に公表した「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」において、本市の人口は、2019年をピークに人口減少に転じ、50年後の2065年には、ピーク時の約3/4まで減少するとされています。

自治体において、こうした人口の減少は、生産年齢人口の減少による税収の減少、少子高齢化による扶助費等の義務的経費の増加、職員数の減少に対応した行政サービスの維持等、様々な行政課題や制約をもたらします。

将来を見据えた中で、来るべき「人口減少社会」がもたらす様々な課題の解決に向けて、技術革新が期待できるICTの活用は非常に有効な手段となります。従来からICTに求められ

*1 「SNS(Social Networking Service)」インターネット上の交流を通じて社会的ネットワーク(ソーシャルネットワーク)を構築するサービスのこと。FacebookやTwitter、LINEなどが代表的。

*2 「AI(Artificial Intelligence)」。日本では「人工知能」と訳される。一般的なイメージとしては、「人間に代わって計算したり判断したりできる高性能なコンピューター、または、そのためのソフトウェア」や「知能があるかのように振る舞える人工物」といった認識が広がっているが、明確な定義はない。

*3 「IoT(Internet of Things)」。インターネット技術や各種センサー・テクノロジーの進化等を背景に、パソコンやスマートフォンなど従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場など、世界中の様々なモノがインターネットへつながること。

*4 ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ。これを活用することにより、異変の察知や近未来の予測等を通じ、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新産業の創出等が期待される。

*5 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。
営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの 機械判読に適したもの 無償で利用できるもの

*6 Society 5.0は、内閣府の第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもの。これまでの狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)」とされる。

ている業務効率の向上や事務負担の軽減等の役割は、確実に担いつつ、新たな課題の解決、さらには、新たな価値の創出を意識したICTの活用を積極的に推進する必要があります。

特に、業務の自動化や省力化に繋がるAIやロボティクス等の技術を「徹底的に使いこなし」、企画立案や住民への直接的なサービス提供等、職員でなければできない業務に注力するスマート自治体への転換は、早期に全力で取り組むことが求められています。

こうした取組を推進する上では、ICTを導入することを目的とする取組ではなく、施策や課題解決の手段としてICTを戦略的に活用することが重要となります。そのためには、ICTの活用が生み出す「成果(効果)」が重要となることから、今後は、今まで以上に「成果(効果)」に意識を向けたICT活用の取組を推進する必要があります。さらに、戦略的にICTやデータを活用するためには、職員の情報リテラシー⁷に加えて、サービスやデータを利用する市民や団体等の情報リテラシーも考慮する必要があります。

また、ICTの技術革新のスピードは速く、技術の陳腐化も早い傾向にあります。よって、今後は、従来のウォーターフォール型のシステム導入⁸やサービス利用だけではなく、「仮説」と「検証」のプロセスに意識を向けた実証実験、システムの共同利用や共同開発等、その時々状況に応じた最善の選択をする等、積極的かつ柔軟な思考に基づく取組も必要となります。

本市においては、平成29年3月に「豊かな地域社会と質の高い行政を実現するICTの活用」を基本理念として『相模原市ICT活用推進計画(以下「現行計画」という。)]」を策定し、市民目線から豊かな地域社会が形成され、質の高い行政運営が行われていることを実感できる状態を目指し、各種取組を推進してきました。

相模原市ICT総合戦略(以下「本計画」という。)は、現行計画の基本理念を継承しつつ、来るべき人口減少社会を視野に入れ、さらにICTの活用に積極的かつ柔軟に取り組むことで、スマート自治体への転換を推進するとともに、より質の高い行政運営を行うことで、市民や企業等の満足度を高め、多くの市民や企業に愛され・選ばれる都市となることを目指し策定します。計画の名称は、ICTは、導入することが目的ではなく、各施策や課題解決の手段であることを強く意識し、「目的達成のための方策」を意味する「戦略」という用語を用いて、「相模原市ICT総合戦略」としました。

なお、本計画は、国や地方公共団体が所有する官のデータと、事業者等が所有する民のデータを円滑に流通させることにより、自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図るとともに、それらのデータを根拠のある施策や計画の立案に繋げ、効果的かつ効率的な行政の推進を図ること等を基本理念として平成28年12月に公布された「官民データ活用推進基本法」⁹において、市町村による策定が努力義務となっている、官民データ活用推進に関する基本的な計画としても位置付けることとします。

^{*7} 情報リテラシーとは、情報機器の操作取扱いに加え、主体的に情報源やそこから得られる情報を取捨選択し、収集・活用できる能力等のこと。

^{*8} ウォーターフォール型のシステム導入とは、最初に緻密な計画を立てた上で、要件定義から設計・開発・テスト・運用までに至る工程を順番に行うもの。

^{*9} 「官民データ」(電磁的に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。)の適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

2 ICTの動向

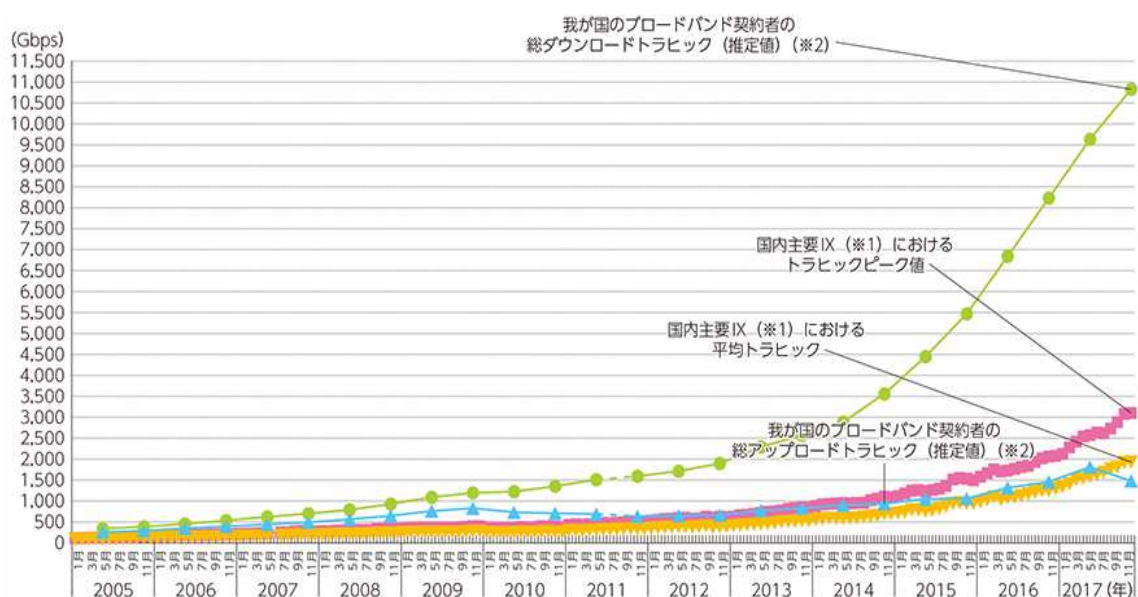
(1) ICTの動向

ア データ活用社会の到来

インターネットが日常の暮らしや産業活動に欠かせないものとなり、スマートデバイス^{*10}やセンサー類の急速な小型軽量化・低廉化にともなって、インターネット上のデータ流通量は爆発的に増大しています(図1を参照)。インターネット接続機器から送信される大量の情報を収集するI o T (Internet of Things:モノのインターネット)技術や、これらビッグデータ(Big Data:大量のデジタルデータ)を解析して得られる情報、さらにA I (Artificial Intelligence:人工知能)技術の活用は、生産性の向上や新事業の創出、就業機会の増大へとつながり、暮らしや経済活動等、社会全体に大きな変革をもたらしつつあります。

これらの革新を続けるICTは、様々な社会課題を解決し、社会の仕組みや既存のビジネスモデルを新たなステージへ導き、暮らしをより安心して豊かにする可能性があります。行政においても、たゆまぬデジタル化を進め、安心して安全に暮らせる社会や効率的な行政運営の推進等のために、データやICTを効果的に活用することが重要です。

【図1 我が国のインターネット上を流通するトラフィック^{*11}の推移】



※1 2007年6月分はデータに欠落があったため除外。2010年12月以前は、主要IX3団体分、2011年1月以降は主要IX5団体分のトラフィック。
※2 2011年5月以前は、一部の協力ISPとブロードバンドサービス契約者との間のトラフィックに携帯電話網との間の移动通信トラフィックの一部が含まれていたが、当該トラフィックを区別することが可能となったため、2011年11月より当該トラフィックを除く形でトラフィックの集計・試算を行うこととした。

また、2020年には、I o T基盤とも期待される、高速・低遅延・大量接続が可能な5Gのサービス開始に向けて、情報通信ネットワークは更なる進化を遂げることが期待されます。

^{*10} スマートフォン、タブレット端末などいわゆるスマートデバイスの特徴は、ネットワークに接続した状態で携帯され、いつでもどこでも多種多様なサービスを受用することができる。

^{*11} 通信量のこと。近年のインターネット上の通信量は引き続き増加している。

移動通信のシステムは、音声主体のアナログ通信から始まり、パケット通信に対応した 2G、世界共通の方式となった 3G を経て、現在では LTE-Advanced 等の 4G までが実用化されており、これに続く次世代のネットワークとして注目されているのが 5G です。5G は、「多数同時接続」、「超低遅延」といった特徴を持っており、あらゆるモノ・人等が繋がる IoT 時代の新たなコミュニケーションツールとしての役割が期待されます。「多数同時接続」とは、基地局 1 台から同時に接続できる端末を従来に比べて飛躍的に増やせることであり、これにより、例えば倉庫に保管された多数の物品の位置や中身の把握、また、災害時に大勢の避難者にウェアラブル端末^{*12}を着用してもらい健康状態を遠隔で確認する、といった用途への活用等が見込まれます。そして、「超低遅延」とは、通信ネットワークにおける遅延、即ちタイムラグを極めて小さく抑えることです。例えば自動運転のように高い安全性が求められる技術においてリアルタイムの通信を可能とし、音楽の遠隔合奏を可能とすることやロボットの遠隔制御や遠隔医療といった分野においても超低遅延の効果が期待され、来るべき IoT 時代において、コミュニケーションのあり方を一変させる可能性を秘めています。

一方で、セキュリティ上の課題として、ネットワークに接続される機器が増加することにより、デバイス毎の管理が行き届かなくなり、ネットワーク全体のセキュリティリスクが増大するというリスクがあります。また、新たな接続デバイスの種類が増えると、これまでに発生しておらず、想定もしていなかったような被害が起きる可能性もあり、これまでの情報セキュリティを徹底するだけでなく、情報利活用と情報セキュリティのバランスを図って、新しい脅威に対して備えて行く必要があります。

データは暮らしや経済活動に大きな影響を与える資源となりますが、データを多く集めること自体には必ずしも価値はなく、AI 等のデータを利用する技術の進化に合わせて、様々な分野で活用され、多くの価値を生み出している状態にこそ価値があることを認識する必要があります。

近年注目されている技術である AI の研究は、1950 年代後半～1960 年代から始まり、その後、1980 年代には第二次人工知能ブームが訪れる等、盛衰を繰り返して来ました。従来からある人工知能の研究は、コンピューターが認識できるような形で知識を用意し、その知識に基づいた推論をコンピューターが行うというものです。実用化するためには、膨大な知識を用意することと、高度な推論を可能にすることが求められました。これに対して、2000 年代から現在までの第三次人工知能ブームの特徴は、ビッグデータを人工知能自身が知識として獲得する「機械学習」が実用化され、人工知能が自ら習得するディープラーニング（深層学習）が登場したことが背景にあります。

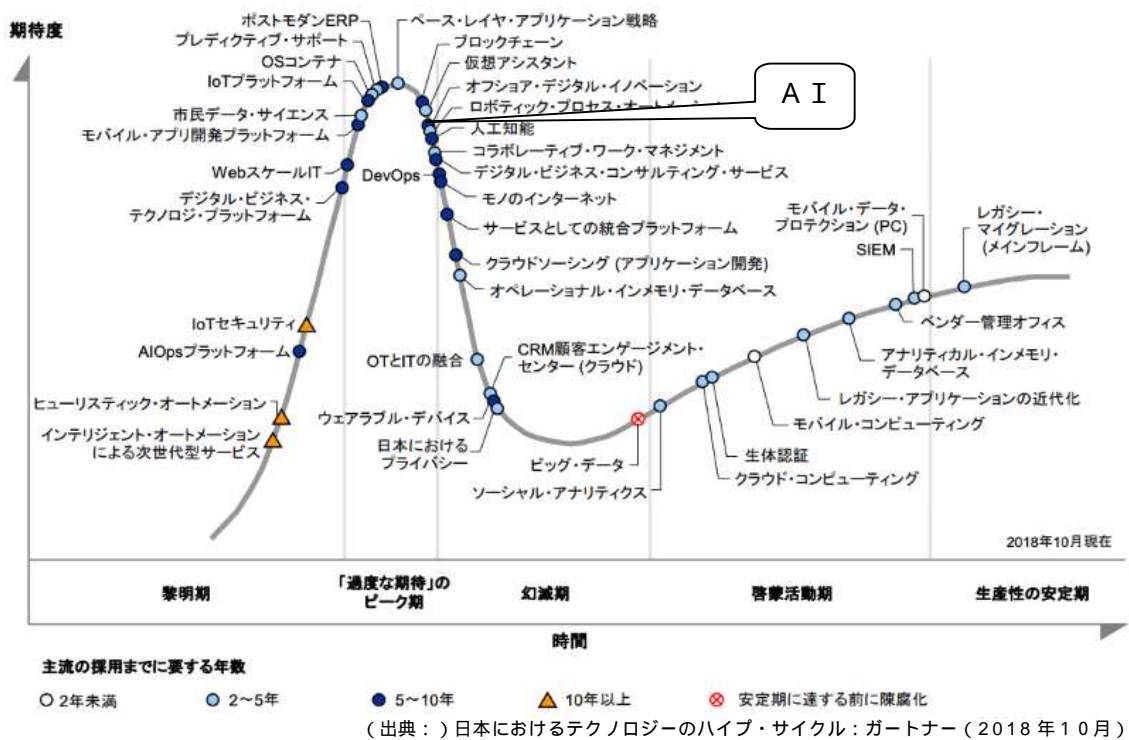
ディープラーニングは、人間の脳を模した仕組みを利用する技術であり、人類はコンピューターによる自律的な学習を通じた予測・分析能力を獲得し、その先の 2045 年頃には ICT が人間の知能を超える境界、技術的特異点（Singularity：シンギュラリティ）が来ると予想する研究者もいます。しかし、音声認識や画像認識等特定の分野の「専門 AI」が人間と同等の認識率に到達しても、それがすぐに「AI が人間の仕事を奪ってしまう」といった論調

^{*12} ウェアラブル端末とは、腕や頭部等の身体に装着して利用する ICT 端末の総称である。ウェアラブルデバイスを通して体重や血圧、心拍数、歩行数、消費カロリー、睡眠の質、食事内容といった日々の活動のデータを収集することができる。

の、人間を置き換えるほどに万能な A I 「汎用 A I」の領域に至るには、まだまだ隔たりがあることを認識する必要があります。

2018年後半から、人工知能ブームは去りつつあり、市場では A I の捉え方が冷静になってきている側面が見られます（図2を参照）が、A I の活用は、効率化だけでなく生活に楽しさや豊かさを与えるものでもあり、今後も重要な技術であり続けることに変わりありません。幻滅期とはこれからが本番という時期であり、このようにステージが変わるといことは、企業が A I をより冷静に捉え、これまで以上に戦略的に推進する必要が出てきていることを意味しています。A I が実際の商品・サービスとして社会に浸透するためには、A I のリアリティを適切に捉え、その潜在的な可能性と実現性の隔たりの解消を継続的に探索し、追求することが重要です。

【図2 日本におけるテクノロジーのハイブサイクル】

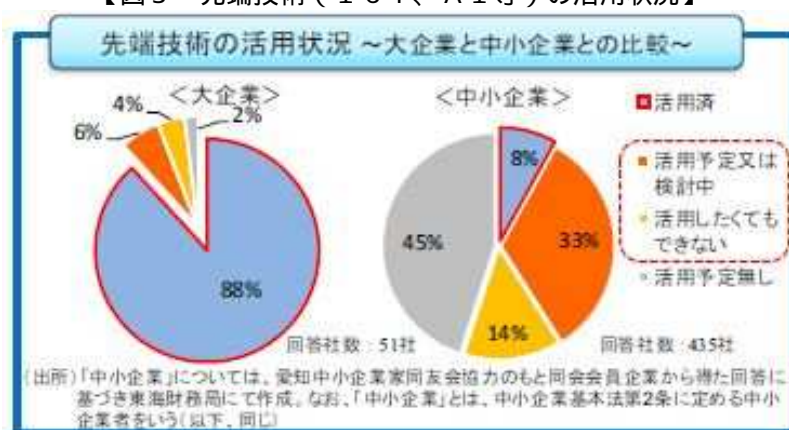


ハイブ・サイクルとは、技術の成熟度、採用度、社会への適用度が時間の経過に伴いどのように変化していくかを示した図のこと。

イ 収集・蓄積したデータの活用状況

先端技術を活用しているとする大企業に対して、中小企業における活用はほとんど進んでいない状況ではあるものの、活用予定または検討中、あるいは活用したいができないとする割合は高く、IoTやビッグデータ、AI等の先端技術の活用についての関心の高さがうかがえます（図3を参照）。

【図3 先端技術（IoT、AI等）の活用状況】



(出典：)財務省調査による「先端技術（IoT、AI等）の活用状況」について

導入している企業の中では、各種センサーが計測する機器の稼働状況を24時間監視し、故障しやすい部品の改良による品質向上を図るとともに、顧客の利用状況に応じた省エネ提案を実施する等の活用事例が生まれています。活用促進にあたっては、IT技術者等の人材の不足や、導入にあたっての資金・費用面等の課題があるものの、導入効果として、従業員の負担軽減につながる業務効率の向上、人材不足の解消等が期待されています。

3 国のICT施策の動向

(1) 国のIT戦略の変遷

国では、平成12年11月の「IT基本法」を初めとして、平成13年1月にIT戦略本部を設置、世界最先端のIT国家となることを目指した「e-Japan戦略」を策定しました。その後、平成15年には「e-Japan戦略」¹、平成18年に「IT新改革戦略」²、平成21年に「i-Japan戦略2015」³、平成22年に「新たな情報通信技術戦略」を相次いで策定し、情報通信基盤の整備やデジタル技術の実現に向けた取組を進めてきました。

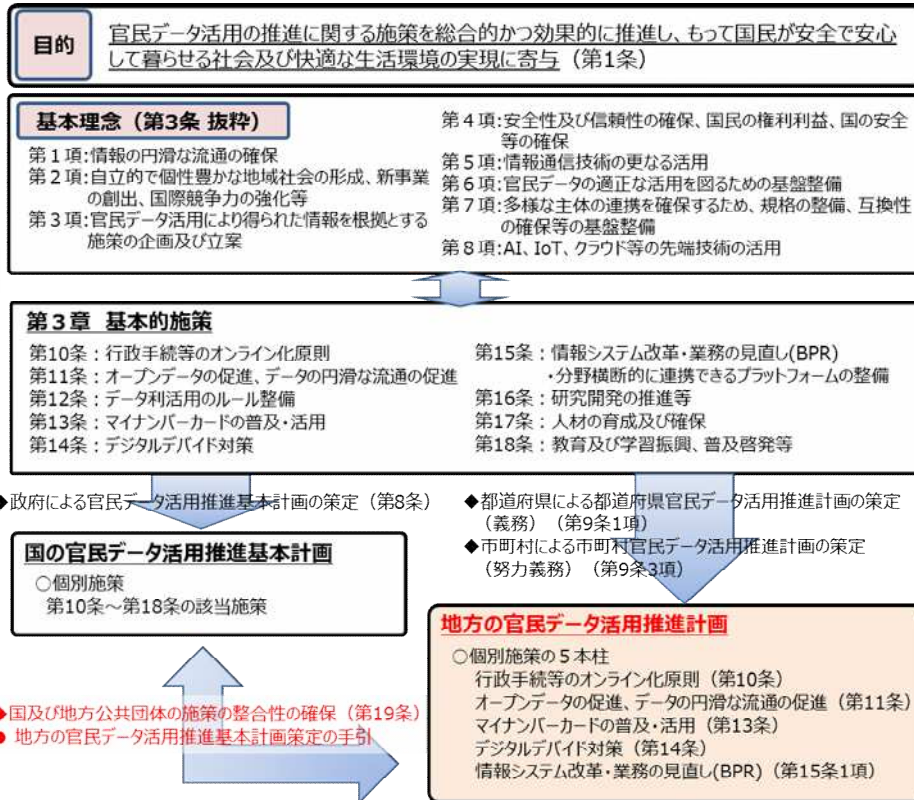
また、平成25年6月に策定された「世界最先端IT国家創造宣言」では、「ヒト」⁴、「モノ」⁵、「カネ」と並んで、「情報資源」が新たな経営資源となるものであり、「情報資源」の活用こそが経済成長をもたらす鍵となるとの認識を示し、情報システム改革やオープンデータ・ビッグデータの活用の推進、農業や医療・介護等多様な分野におけるICT・データの活用、インフラ環境や人材の育成等といった様々な取組を積極的に展開しています。

(2) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の策定

急速なICTの進展の中で、特に、スマートフォンが世の中に登場してからの約10年間においては、コミュニケーションの在り方をはじめ、仕事、観光、エンターテインメント、医療・介護等のあらゆる場面でICTが大きな影響を与えてきました。こうした状況を踏まえ、国では「データ」がヒトを豊かにする社会の実現を目指し、個人、地域社会、事業者等のほか、国や自治体が持っているデータをいつでも、どこでも円滑に使える環境を整備するため、平成28年12月、「官民データ活用推進基本法」を公布・施行しました。同法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対しては、官民データの推進に関する計画の策定を求めています。

これを受け、国は平成29年5月、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定しました。同計画では、IoT、AI及びロボット等の技術進展を踏まえて、官(国、地方公共団体等)と民(国民、事業者等)が保有するデータを相互につなげて共有し、利活用が容易になるよう、オープンデータの取組やデータ連携のための標準化等を促進し、全ての国民がICT利活用やデータ利活用を意識せず、豊かさを実現できる「官民データ利活用社会～データがヒトを豊かにする社会～」のモデルを構築することを目指しています。さらに、平成30年6月には同計画を「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」として変更しました。

【官民データ活用推進基本法と国・地方の官民データ活用推進計画の関係イメージ】



（出典：）内閣官房 市町村官民データ活用推進計画策定の手引（平成30年8月）

（3）デジタル・ガバメント実行計画の策定

国の「官民データ活用推進基本法」のもと、行政が目指すべき電子政府の方針を取りまとめたものとして、平成29年5月30日に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議において「デジタル・ガバメント推進方針」が策定されました。

本方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととされ、この方針に基づき、国・地方を通じた横断的な電子行政の実行計画である「デジタル・ガバメント実行計画」が策定されました。同実行計画では、利用者から見て一連のサービス全体を、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利な」ものにする等、Society 5.0時代にふさわしい行政サービスを国民一人一人が享受できるようにすることを目的としています。このため、前例や慣習にとらわれずに既存の業務手法をゼロベースで見直すことにより、デジタル活用を前提とした次の時代の新たな社会基盤を構築し、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現することを最終目標に据えています。

さらに、令和元年5月24日に成立した「デジタル手続法」においては、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるための「デジタル化3原則^{*13}（デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップ）」が基本原則として明確化され、行政の在り方の原則を紙からデジタルに転換することで、デジタルを前提とした時代の新たな社会基盤の構築の契機となることが求められるとしています。

*13 デジタルファースト：原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。 ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。 コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも一か所で実現すること。

第2章

現行計画の振り返り

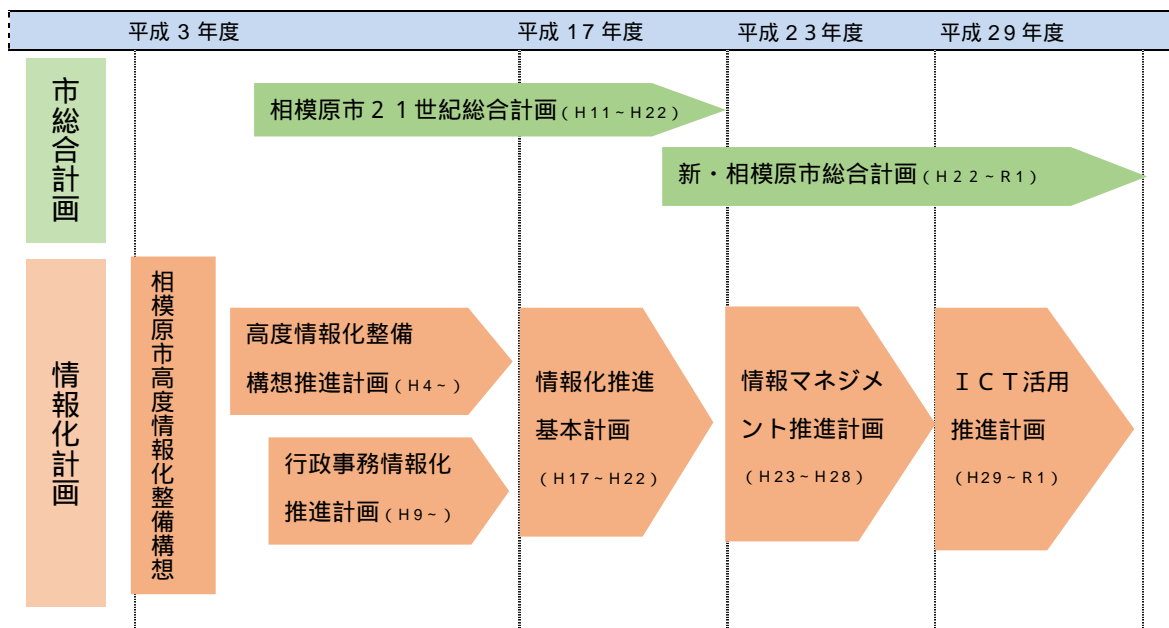
- 1 これまでの情報化の取組
- 2 現行計画の評価と検証

1 これまでの情報化の取組

本市の情報化については、平成3年3月に策定した「相模原市高度情報化整備構想」から始まり、地域の視点に基づいて情報化社会に対応した情報基盤を構築していく地域情報化と、市役所内部の行政事務処理に関する情報化を進めてきました。

また、平成29年度から令和元年度までの「ICT活用推進計画」では、「豊かな地域社会と質の高い行政を実現するICTの活用」を基本理念とし、市民や市職員が、ICTの機能を十分に活かして効果的に活用し、付加価値を生み出している状態を目指し、全31事業を推進してきました。主な取組としては、基幹システム最適化によるシステムの再構築や、フリーアドレス^{*14}及びテレワーク^{*15}の試行実施といった働き方改革に関する取組、さらにはマイ広報さがみはらといったスマートフォンのアプリを利用した新たな市民サービスの導入が挙げられます。

【相模原市の情報化計画の経過】



*14 個人の座席を固定しないオフィス。その時々状況に応じたプロジェクト・チームが近くに集まり、効率的に仕事を進められ、密なコミュニケーションやコラボレーションが生まれるオフィス設計。

*15 情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいい、時間的な要素も含め従来と比べて自由な働き方を実現する勤務形態のこと。

2 現行計画の評価と検証

本計画の策定に当たり、令和元年8月時点における現行計画の評価・検証を実施しました。

(1) 評価方法

「進捗状況」と「成果指標」の2つの観点から評価を実施しました。

「進捗状況」としては、全ての事業において、計画策定時に定めた事業計画が予定どおり進捗したかどうかについて評価しました。「成果指標」としては、31事業のうち重点的に推進する「重点プロジェクト」として位置づけた11事業について、計画策定時に設定した定量的な成果指標の達成状況を評価しました。

なお、2つの観点から評価を実施したことにより、事業計画の進捗に沿って予定通り成果指標を達成できた事業もある一方で、事業計画の進捗状況と成果指標の達成状況に差が生じた事業も確認されました。

(2) 事業計画の進捗評価

各事業における事業計画の進捗状況について、次のとおり3段階で評価しました。

<基本目標1 1歩先に行く市民サービスをめざします>

【事業数：9事業 進捗達成率：66%】

○：計画どおり進捗した
△：進捗が滞っている
×：中止した

施策名	事業名		進捗評価
行政サービス提供機会の拡充	重点	証明書のコンビニ交付拡充	
		窓口混雑情報配信サービスの拡充	
		相模原市道路情報管理システムの再構築	
		遠隔窓口の試験導入	
簡単で分かりやすい行政サービスの提供	重点	「マイ広報さがみはら」の導入	
	重点	遠隔手話通訳サービスの導入	
		公文書等の電子化推進	
		さがみはらデジタルアーカイブ ^{*16} の導入研究	
		電子マネーの導入研究	

*16 何らかの方針に基づき、公共的な知的資産をデジタル化し、それらを選択、収集、組織化、蓄積し、長年にわたって保存するとともに、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み又はサービス。

<基本目標2 自慢したくなるまち「さがみはら」をめざします>

【事業数：11事業 進捗達成率：72%】

○：計画どおり進捗した
△：進捗が滞っている
×：中止した

施策名	事業名		進捗評価
魅力あるまちづくりの推進	重点	緑区特設サイトの充実（区ビジョン推進事業）	
		観光客誘客に係る公衆無線LANの導入	
		ソーシャルメディアによる魅力発信の充実	
暮らしやすくふれあいのあるまちづくりの推進	重点	公共施設通報アプリの利用促進	○
		道路陥没予兆検知技術の実証実験	×
		緊急通報システム（NET119）の構築	
		「ことばの道案内」の拡充	
		データ分析・活用の推進	○
	重点	公民館におけるICTを活用した学習環境の充実	
		電子母子健康手帳の導入研究	
	重点	さがみはら地域ポータルサイトの充実	

<基本目標3 3拍子（Speedy・Smart・Simple）そろった行政をめざします>

【事業数：11事業 進捗達成率：100%】

○：計画どおり進捗した
△：進捗が滞っている
×：中止した

施策名	事業名		進捗評価
戦略的な情報活用の推進	重点	ペーパーレス会議の推進	
		WEB会議の推進	
	重点	ナレッジ共有機能の拡充	
		ICT人材育成の推進	
機動的な業務改革の推進	重点	基幹システム最適化の推進	
		公共施設予約システムの最適化	
		公共施設情報の一元管理の推進	
		GISを活用した課税業務の効率化	
		パソコン調達・管理一元化の推進	
	重点	フリーアドレスの試験導入	
	テレワークの導入研究		

(3) 成果指標の評価

各基本目標に位置付けられた重点プロジェクトの成果指標の達成状況は、次のとおりです。

基本目標1 一歩先を行く市民サービスをめざします

重点プロジェクト数：3事業 成果を達成した事業数：1事業

基本目標2 自慢したくなるまち「さがみはら」をめざします

重点プロジェクト数：4事業 成果を達成した事業数：2事業

基本目標3 3拍子（Speedy・Smart・Simple）そろった行政をめざします

重点プロジェクト数：4事業 成果を達成した事業数：3事業

各事業の達成状況の詳細は、次のとおりです。評価欄は、成果指標を達成したものを「○」とし、成果指標に届かなかったものを「 」としました。

なお、評価欄が「 」の事業については、結果に対する見解を記載しております。

< コンビニエンスストアにおける証明書交付件数 >

事業概要

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで各種証明書が取得できるサービスについて、証明書の種類を拡充するとともに、当該サービスの利用促進を図ります。

成果指標の達成状況

指 標	計画策定時（H27）	目標値（R1）	結果（H31.3）	評 価
年間の証明書交付件数	253件	194,000件	33,787件	

結果に対する見解

コンビニ交付に必要となるマイナンバーカードの普及率が当初の見込みと比較して伸びなかったため、目標値を達成することができませんでしたが、証明書の種類拡充については、計画どおり進めることができました。

< 「マイ広報さがみはら」の導入 >

事業概要

スマートフォンのアプリを利用して、「広報さがみはら」の記事から興味のある話題を検索して閲覧することや、蓄積することができるサービスを導入します。

成果指標の達成状況

指 標	計画策定時（H27）	目標値（R1）	結果（R1.6）	評 価
アプリの利用件数	-	6,500件	6,989件	

< 遠隔手話通訳サービスの導入 >

事業概要

聴覚障害のある方向けに、タブレット端末等を利用して遠隔地の手話通訳者と窓口の間を結び、遠隔手話通訳サービスを導入します。

成果指標の達成状況

指 標	計画策定時 (H27)	目標値 (R1)	結果 (R1.7)	評 価
サービスの導入窓口数	-	3 箇所	0 箇所	

結果に対する見解

令和元年度の事業開始を目標としておりましたが、当初見込み時期での開始が難しく、設置数は0箇所となっています。令和2年度から開始される相模原市 ICT 総合戦略へ現行計画を移行し、令和2年度からのサービス実施を予定しています。

< 緑区特設サイトの充実 (区ビジョン推進事業) >

事業概要

緑区の魅力やポテンシャルを全国に発信する特設サイト(ポータルサイト)を充実させ、情報発信力の強化を図ります。

成果指標の達成状況

指 標	計画策定時 (H27)	目標値 (R1)	結果 (H31.3)	評 価
特設サイトの利用件数	-	10,000 件	10,985 件	

< 公共施設通報アプリの利用促進 >

事業概要

スマートフォン等で撮影した写真の投稿により、道路の破損・損傷状況が地図情報と連動して市に通報される道路通報アプリの機能向上や利用者向けの広報活動を進め、更なる利用促進を図ります。また、道路以外の公共施設における利用についても検討し、対象施設の拡充を図ります。

成果指標の達成状況

指 標	計画策定時 (H27)	目標値 (R1)	結果 (H31.3)	評 価
通報アプリの利用率	10%	30%	18%	

結果に対する見解

目標値は達成できませんでしたが、年間通報件数は前年度比約9%増、平成27年度以降減少傾向であった年間ダウンロード数についても前年度比増に転じていることから、実施計画に基づく取り組みには一定の効果があったものと考えています。

< 公民館におけるICTを活用した学習環境の充実 >

事業概要

無線LANを活用して誰もが気軽に学習できる環境を充実させます。

成果指標の達成状況

指 標	計画策定時 (H27)	目標値 (R1)	結果 (H31.2)	評 価
無線LANを活用した事業が実施された公民館の数	-	27 館	4 館	

結果に対する見解

無線LANの活用に関するニーズの把握が不十分であったことが原因のひとつとして挙げられるため、本計画において、再度成果指標を見直した上で本事業を引き続き推進していきます。

< さがみはら地域ポータルサイトの充実 >

事業概要

市民団体等のホームページや掲示板によって構成される地域ポータルサイト及び当該ポータルサイトと連動したSNS (Twitter、Facebook 等) を用いた情報発信を充実させます。

成果指標の達成状況

指 標	計画策定時 (H27)	目標値 (R1)	結果 (H31.3)	評 価
ポータルサイトの利用件数 (月平均)	7,500 件	10,000 件	40,038 件	

< ペーパーレス会議の推進 >

事業概要

パソコンやタブレット等を活用し、各種会議におけるペーパーレス化を推進します。

成果指標の達成状況

指 標	計画策定時 (H27)	目標値 (R1)	結果 (R1.7)	評 価
庁議におけるペーパーレス会議の実施率	-	40%	50%	

< ナレッジ共有機能の拡充 >

事業概要

組織や職員が保有している知識、経験、ノウハウ等の情報を蓄積し、容易に取り出し活用できる機能を拡充します。

成果指標の達成状況

指 標	計画策定時 (H27)	目標値 (R1)	結果 (R1.7)	評 価
機能の利用件数	94 件	320 件	346 件	○

< 基幹システム最適化の推進 >

事業概要

住民記録、保険年金、税、福祉等の基幹システムを再構築し、システム運用経費の削減、業務の効率化及びセキュリティの強化を目指します。

成果指標の達成状況

指 標	計画策定時 (H27)	目標値 (R1)	結果 (R1.7)	評 価
基幹システムを利用して行う事務に要する時間の削減目標に対する達成率	-	100% (年間 42,000 時間)	評価中	

結果に対する見解

基幹システム最適化事業は完了しており、目標値の達成状況を現在評価中です。年度末までに庁内調査を行い、評価を実施いたします。

< フリーアドレスの試験導入 >

事業概要

職員が個人の席を持たないオフィス(フリーアドレス)の導入について、一部の課・機関において試験的に実施し、有効性等の検証を行います。

成果指標の達成状況

指 標	計画策定時 (H27)	目標値 (R1)	結果 (R1.7)	評 価
フリーアドレスの導入日数	-	180 日	220 日	

(4) 総括

現行計画においては、「豊かな地域社会と質の高い行政を実現するICTの活用」を基本理念とし、「利便」・「活力」・「効率」をキーワードとして次の3つの基本目標を設定しました。

基本目標1 《利便》1歩先に行く市民サービスをめざします

基本目標2 《活力》自慢したくなるまち「さがみはら」をめざします

基本目標3 《効率》3拍子（Speedy/Smart/Simple）そろった行政をめざします

基本目標1に繋がる9事業については、6事業が計画どおりに進捗しました。コンビニにおける証明書交付の拡充、窓口の混雑状況をインターネットで閲覧できるサービスの導入及び電子マネーによる公金収納の実証実験等に取り組み、施策である「行政サービス提供機会の拡充」と「簡単で分かりやすい行政サービスの提供」を推進しましたが、基本目標にある「1歩先に行く市民サービス」の達成に向けては、さらに市民に利便性を実感してもらうための取組を推進する必要があると考えています。

なお、進捗が滞った3事業については、本計画において引き続き検討します。

基本目標2に繋がる11事業については、8事業が計画どおりに進捗しました。緑区特設サイトやさがみはら地域ポータルサイトの充実、視覚障害者や聴覚障害者を支援しスマートインクルージョン^{*17}の実現に向けたシステムの構築やサービスの導入、及び、スマートフォンやタブレット等で健康記録等を管理できる電子母子健康手帳の導入等に取り組み、施策である「魅力のあるまちづくり」と「暮らしやすくふれあいのあるまちづくり」を推進しましたが、基本目標にある「自慢したくなるまち『さがみはら』」の達成に向けては、さらに市民の活力を生み出す取組を推進する必要があると考えています。

なお、1事業については、実証実験等の結果を踏まえ、事業の必要性や効果が低いことから事業を中止しました。また、進捗が滞った2事業については、本計画において引き続き検討します。

基本目標3に繋がる11事業は全て計画どおりに進捗しました。基幹システム最適化事業による基幹システムの再構築、ペーパーレス会議の推進及び多様なワークスタイルの創出に繋がるフリーアドレスやテレワークの試験導入等に取り組み、施策である「戦略的な情報活用」と「機動的な業務改革」を推進することで、効率性の高い「3拍子（Speedy/Smart/Simple）そろった行政」の展開に繋げることができました。

また、重点プロジェクトとして定量的な成果指標を設定した11事業について、6事業が成果指標を達成することができました。

^{*17} ICTを利活用して、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わりなく、誰もが多様な価値観やライフスタイルを持ちつつ、みんなで支え合いながら、豊かな人生を享受できる共生社会

こうした取組状況を踏まえると、大半の事業は、計画どおりに進捗することができ、特に「効率」の観点からは、基本理念にある「質の高い行政を実現するICTの活用」に繋げることができました。一方、「利便」と「活力」の観点からは、さらに積極的な取組が必要であると考えています。

本計画においては、引き続き行政サービスの利便性や行政運営の効率性を高める手段としてICTを積極的に活用し、スマート自治体への転換を推進する必要があります。さらに、「豊かな地域社会」の形成につながるICTの活用により重点を置き、より多くの人や企業に魅力的な「さがみはら」であると実感してもらえるような状態を目指す必要があります。

また、重点プロジェクトのうち、5事業については、当初設定した成果指標を達成することができませんでした。これは、成果指標の設定段階において、社会情勢の変化等の将来予測や市民ニーズ等の現状分析等が不足していたことや、成果指標の達成に見合った取組が計画されていなかったことが原因として考えられます。

このことから、本計画の事業では、成果指標の設定にあたり、現状分析や将来予測に留意するとともに、成果指標の達成に見合った適切な取組を計画し管理する等、計画の管理指標設定の考え方を見直す必要があります。

第3章

計画の基本方針

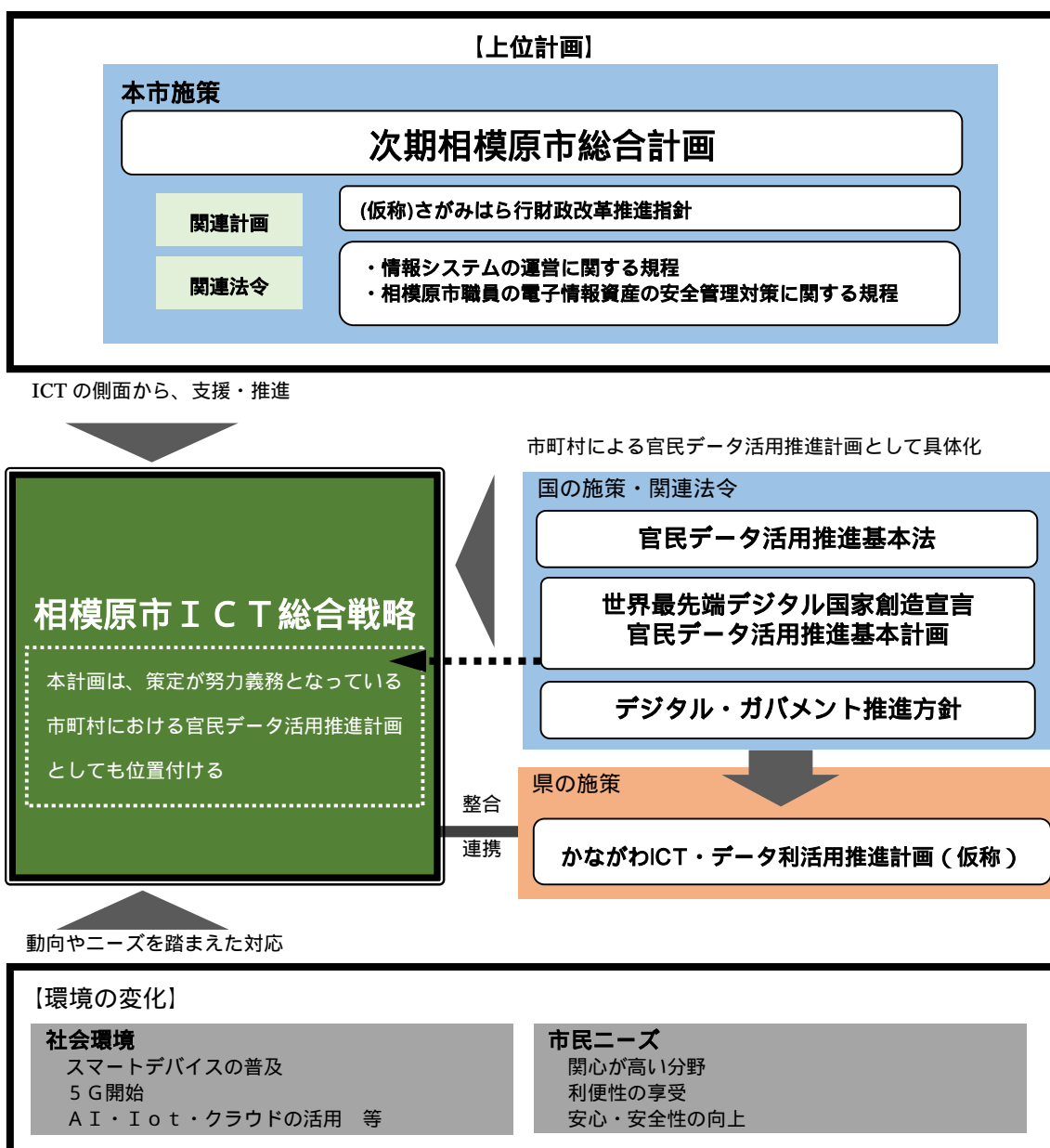
- 1 計画の位置付け
- 2 計画期間
- 3 基本理念
- 4 基本理念の実現に向けた情報リテラシーの育成
- 5 3つの基本目標
- 6 基本目標達成に向けた3つの視点

1 計画の位置付け

本計画は、次期相模原市総合計画（以下「総合計画」という。）を上位計画とし、総合計画における部門別計画に位置付けられるものであり、総合計画で定める施策等との整合を図り、本市の目指すまちづくりをICTの側面から推進するものです。

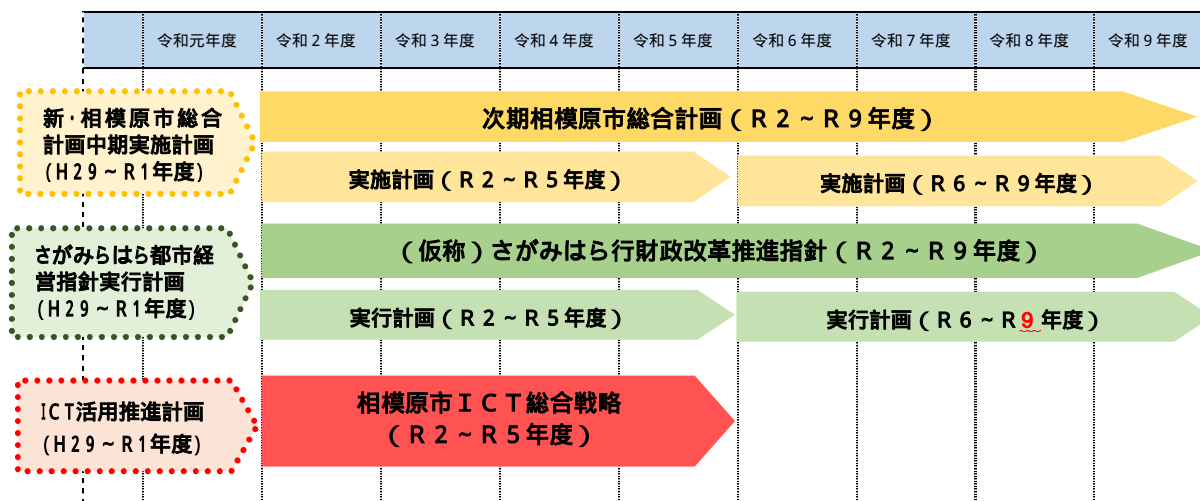
また、本計画は、国が定めた官民データ活用推進基本法における市町村の官民データ活用推進計画としても位置付けられるとともに、県の計画も踏まえながら、官民データ活用における各施策を推進し、ICTを戦略的に活用する上で取組すべき事項を取りまとめた計画として位置付けます。

【計画の位置付け】



2 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とし、「次期相模原市総合計画」及び「(仮称)さがみはら行財政改革推進指針」と整合を図っています。



3 基本理念

現行計画では「豊かな地域社会と質の高い行政を実現するICTの活用」を基本理念に掲げ、各施策を推進してきました。

また、次期相模原市総合計画では、相模原市が目指すおおむね20年後の将来像を「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」として掲げ、その実現に向けた基本的な取組の姿勢として「協働によるまちづくり・暮らし満足度を高めるまちづくり・次代につなぐまちづくり」を定めました。

本計画では、本市が目指す20年後の将来像の実現に向けた基本的な取組姿勢を強く意識したICT・データの活用に関する基本理念を定めます。

また、基本的な取組姿勢が推進された状態を「多くの人や企業に『選ばれ・愛される さがみはら』の実現」と捉え、現行計画の基本理念を継承しつつ、さらにICT・データの戦略的活用を推進することで、「選ばれ・愛される さがみはら」の実現に寄与することを意図して、基本理念を、次のとおり定めます。

選ばれ・愛される さがみはら をかなえる ICT・データの戦略的活用

「協働によるまちづくり・暮らし満足度を高めるまちづくり・次代につなぐまちづくり」を推進し、多くの人や企業に「選ばれ・愛される さがみはら」の実現に向けて、ICTやデータを施策の手段として「戦略的に使いこなせている」状態を目指します。

4 基本理念の実現に向けた情報リテラシーの育成

基本理念である「選ばれ・愛される さがみはら をかなえる ICT・データの戦略的活用」を実現し、そのメリットを多くの人々に享受してもらうためには、職員と市民の双方で ICT やデータを適切に活用する能力が必要です。職員が施策や課題解決の手段として ICT やデータを戦略的に活用するために必要な能力に加えて、市民にも行政サービスやデータ等を効果的に活用し、そのメリットを最大限享受するための能力が必要となります。

基本理念の実現に向け、必要となる能力（情報リテラシー）の育成に向けて、次の取組を実施します。

（１）相模原市 ICT 人材育成方針に基づく人材育成

本計画を推進していくためには、市民サービスの向上や業務改善の手段として ICT・データを戦略的に活用することができる職員が必要です。このような職員の ICT・データ活用能力を向上させるため、別途定める「相模原市 ICT 人材育成方針」に基づき、必要とされるスキルを体系的に明示しつつ、計画的な人材の育成に取り組めます。

（２）民間事業者サービスを活用する機会の拡充

急速に発展する技術動向を確実に捉え、戦略的に ICT を活用していくため、民間事業者の情報提供サービスを活用します。民間事業者が提供する専門的かつ広範な ICT に関する知識やノウハウを本市職員が活用する機会を設けることで、職員の ICT に関する知識の習得や ICT やデータ活用能力の向上に繋がります。

（３）デジタルデバイド^{*18}の解消

学校における児童の情報活用能力の育成や公共施設等における ICT 関連講座の開催等、市民に対して ICT やデータの活用を推進する事業に取り組むことで、デジタルデバイドの解消を図り、行政サービスやデータ等を効果的に活用し、そのメリットを最大限享受できる状態に繋がります。

^{*18} デジタルデバイドの要素とは、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差等のこと。

5 3つの基本目標

基本理念の実現に向けて取り組むべき目標として、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 利用者中心の行政サービス改革

ICT・データ × 行政サービス = 利用者満足度向上

利用者中心の行政サービスを提供することで、「利用者満足度の向上」を目指します。

基本目標2 経営資源を最大限に活用した行財政改革

ICT・データ × 経営資源 = 都市経営力の強化

既存の発想にとらわれず、ヒト・モノ・カネ・情報を最大限活用することで、「都市経営力の強化」を目指します。

基本目標3 将来にわたり発展し続けるまちづくり

ICT・データ × 地域社会 = 持続的に発展するまち

地域社会の魅力を発信するとともに、課題やニーズをひろいあげ、「持続可能なまちづくり」を目指します。

6 基本目標達成に向けた3つの視点

基本目標の達成に向けて、3つの視点を重視します。

視点1 成果の重視

ICTやデータを活用することは、目的ではなく、目的達成に向けた手段であることを強く意識し、ICTやデータの活用から生み出される「成果」を重視した取組を推進します。

また、ICTに関わる技術革新はスピードが速いことから、陳腐化した技術や手法を漫然と利用するのではなく、計画期間中「成果」に対する達成状況の確認を継続的に実施し、状況に応じて最適の技術や手法に見直す等、柔軟に対応することで継続的な「成果」を生み出します。

視点2 根拠の重視

新たな技術やサービスを導入するにあたって、導入効果の見極めが不十分な場合、導入コストの高騰や業務効率の低減等、様々な問題が発生する場合があります。こうした状態を招かないよう、導入効果の裏付けとなる「根拠」を重視した取組を推進します。

現状分析を踏まえた効果の予測、TCO^{*19}見込み及び業務への影響等の確認を徹底し、導入の必然性、費用対効果及びリスク等について、信頼性の高い「根拠」を取得することで、導入の可否を適切に判断します。

視点3 イノベーションの重視

先端技術の活用のみならず、既存の考え方や手順にとらわれない柔軟な発想によるICTやデータの戦略的な活用により、新たな価値の創出に繋げる「イノベーション」を重視した取組を推進します。

「イノベーション」は、単なる「変革」ではなく、新たな価値の創出が目的であることから、「仮説」と「検証」のプロセスに意識を向けた実証実験や段階的な導入等、新たな価値の創出を確認する取組を積極的に実施します。



視点設定の考え方

極めて高い安定性や確実性が求められる自治体業務においてICTやデータを活用する場合、「成果」や「根拠」といった信頼性に繋がる要素は必要不可欠です。一方で、ICTに関する技術革新のスピードは早く、新たな技術やサービスの利用に伴う新たな価値を常に模索し、「イノベーション」の創出に取組むことも必要不可欠です。

「成果」と「根拠」を確実に捉えつつ、「イノベーション」の創出にも積極的に挑戦する姿勢を意識し、3つの視点を設定しました。

*19 「TCO (Total Cost of Ownership)」コンピューターの初期導入費用、及び維持や管理に関わるすべてのコストの総額のこと。



第4章

計画の体系と管理指標

- 1 計画の体系
- 2 重点事業の設定
- 3 管理指標

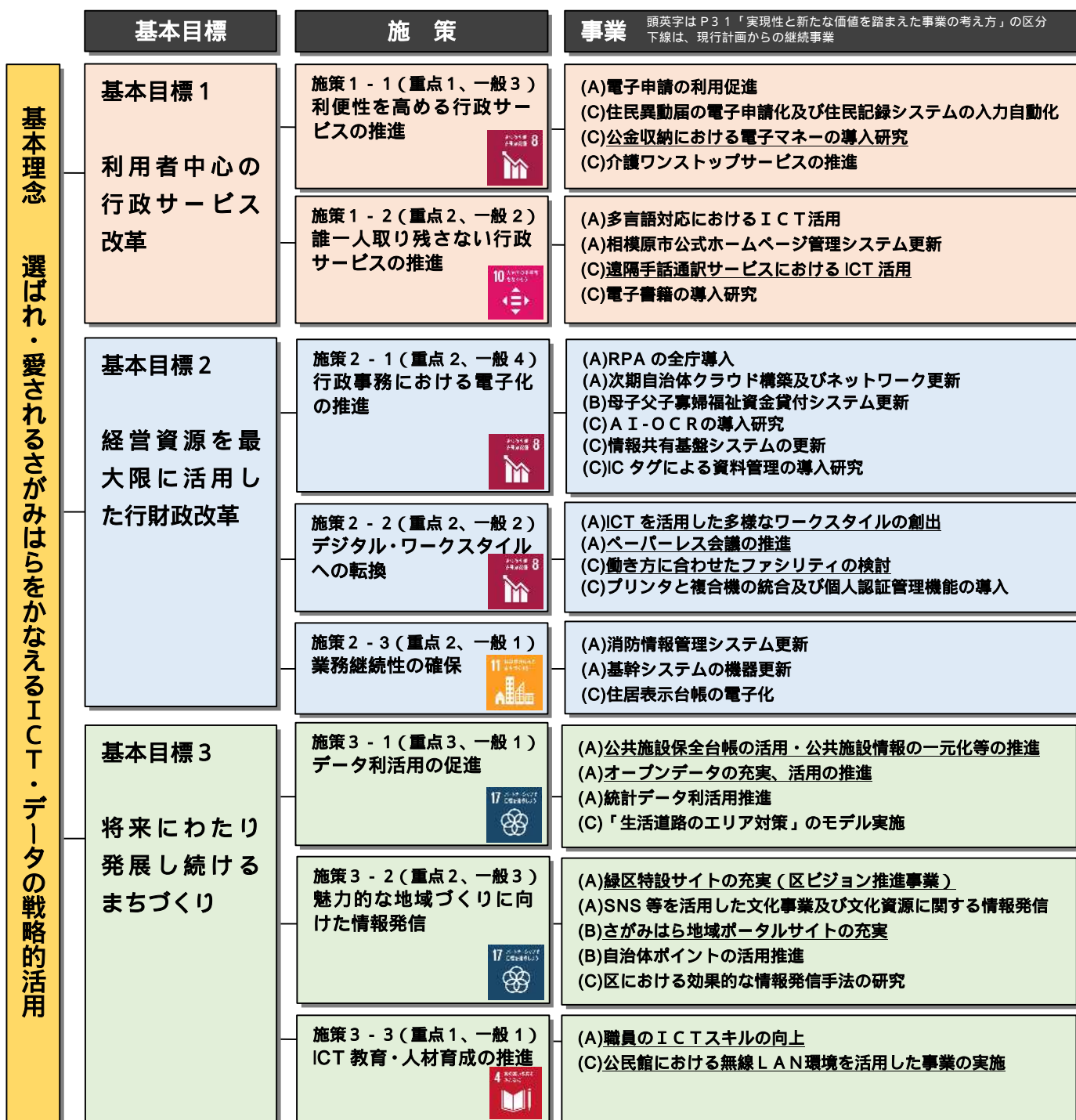
1 計画の体系

本計画では、基本理念に繋がる3つの基本目標を達成するため、8つの施策を設定します。

さらに、各施策を推進する取組として、32の事業に取組みます。このうち、15事業を重点事業として位置づけ、重点的に取組みます。

国連 2030 アジェンダで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の関連アイコンを施策に配置

【計画体系図】



基本理念
選ばれ・愛されるさがみはらをかなえるICT・データの戦略的活用

2 重点事業の設定

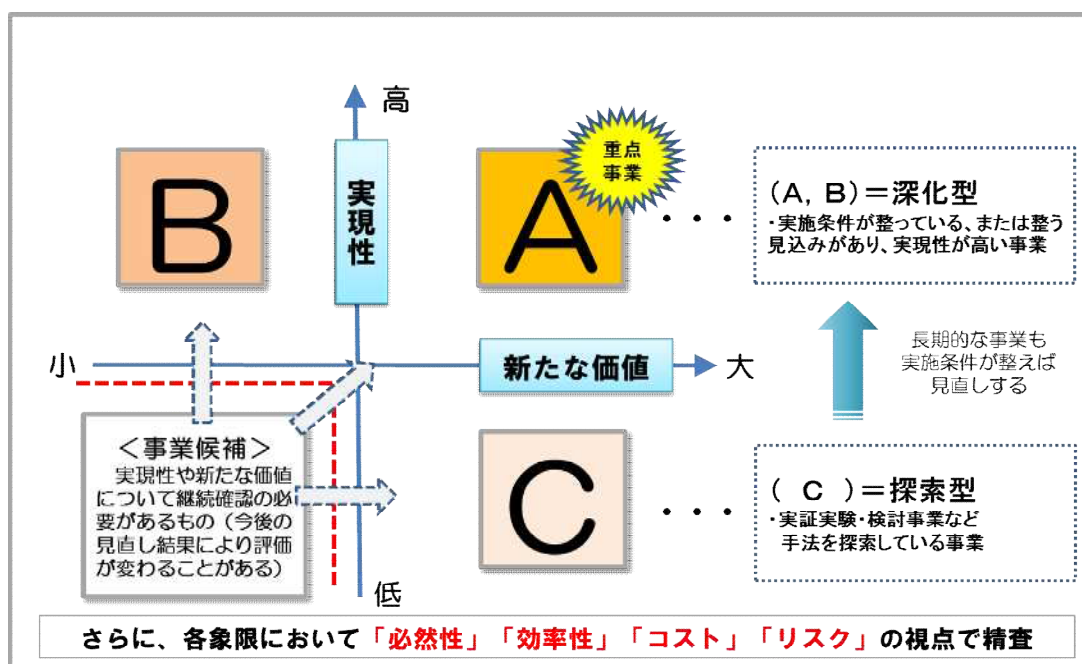
事業は、事業を実行する「実現性」と基本目標の達成に繋がる「新たな価値」の観点から精査を行い、「必然性」、「効率性」、「コスト」、「リスク」等の要素を総合的に勘案し、基本目標への貢献度が高いと判断できる事業については、重点事業として位置づけます。

重点事業については、半年単位で見直しを行います。また、新たな価値や実現性が高いことから、事業ごとに情報政策課職員を担当として配置し、事業の実施主体に支援を行います。

重点以外の事業については、1年単位で見直しを行います。事業を推進するため、必要に応じ、情報政策課職員を担当として配置し、事業の実施主体に支援を行います。

なお、現時点において、実現性や新たな価値が不明確である事業については、実現性や新たな価値について継続確認の必要があることから、管理指標の設定は行わず、「事業候補」として計画の別添とし、今後、実現性や新たな価値が明確となった場合に、改めて、事業に追加します。

【実現性と新たな価値を踏まえた事業の考え方】



3 管理指標

管理指標は、「施策」と「事業」のそれぞれに設定します。

「施策」については、基本目標の達成状況を客観的に評価する指標として、「施策目標値」を設定します。

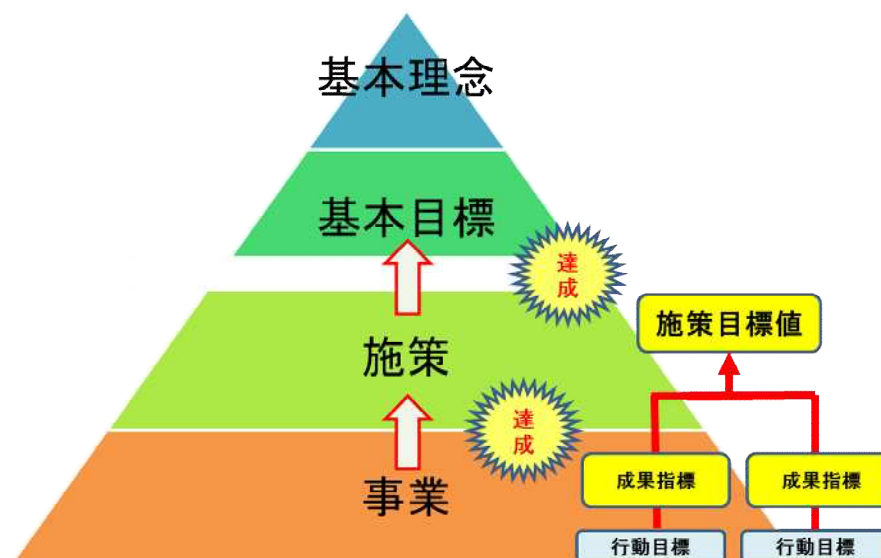
また、「事業」については、事業の実施に向けて各年度で取り組むべき行動を「行動目標」として設定し、事業の実施から得られる成果を「成果指標」として設定します。

このように「施策」と「事業」の進捗状況を別の指標で管理することで、事業の進捗にのみ意識を向けた取組となることを避け、常に、基本理念や基本目標に繋がる施策の達成状況を意識した取組を促します。

【管理指標のイメージ】

対象	指標	内容
施策	施策目標値	施策の達成状況を客観的に評価するために設定する目標値 いわゆるKGI※20 (Key Goal Indicator)
事業	成果指標	事業の取組結果から生み出される成果を客観的に評価するために設定する指標 いわゆるKPI※21 (Key Performance Indicator)
	行動目標	「成果指標」達成に向け取り組むべき行動 数値ではなく、行動(アクション)そのもの

【計画体系における管理指標設定のイメージ】



事業の達成は施策の達成に繋がり、施策の達成は、基本理念や基本目標の達成に繋がる

*20 KGI (Key Goal Indicator : 重要目標達成指標) とは、組織やプロジェクトの最終的なゴールとなる目標を定量的に示すもの。

*21 KPI (Key Performance Indicator : 重要業績評価指標) とは、KGI を達成するためのプロセスが適切に伸長しているかを中間的に計測する指標。



第5章

施策と事業の展開

- 1 施策の展開
- 2 事業の展開

1 施策の展開

施策には、あらかじめ計画最終年度に達成を目指す施策目標値を設定します。

ただし、当初、事業に成果指標を設定しない事業（第4章-2「重点事業の設定」にあるC区分の事業。詳細は、第5章-2（2）-イを参照。）は、当該事業が本格導入した場合には、必要に応じて上位に位置付けられる施策の「施策目標値」を設定し直します。

基本目標 1 利用者中心の行政サービス改革


～ ICT・データ × 行政サービス = 利用者満足度向上～

【施策設定の考え方】

利用者満足度が向上している状態とは、ICTやデータの活用により、行政手続等にかかる「市民の時間を削減する」ことや、外国人や障害者の方等も含め、「誰一人取り残さない行政サービス」が提供されている状態とします。



《施策1-1》利便性を高める行政サービスの推進

	ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
	各種行政サービスの電子化を推進することにより、「行政手続等にかかる時間を削減」します。	(説明) 市民が行政手続等にかかる時間の削減 (捉え方) 「現状の手続時間」と「事業実施後の手続時間」との差 手続時間は、手続件数×1手続あたりの平均的な所要時間から算出	-	1,000時間


施策目標値の設定について

「電子申請の利用促進」の成果指標から設定

事業

- ・(A) 電子申請の利用促進
- ・(C) 住民異動届の電子申請化及び住民記録システムの入力自動化
- ・(C) 公金収納における電子マネーの導入研究
- ・(C) 介護ワンストップサービスの推進

《施策1-2》誰一人取り残さない行政サービスの推進

	ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
	多様性を考慮したコミュニケーション環境を整備することで、「伝わる行政サービス」を実現します。	(説明) 該当事業のサービス数 (捉え方) 該当事業のサービス数	3	12

施策目標値の設定について

「多言語対応におけるICT活用」等の成果指標から設定

事業

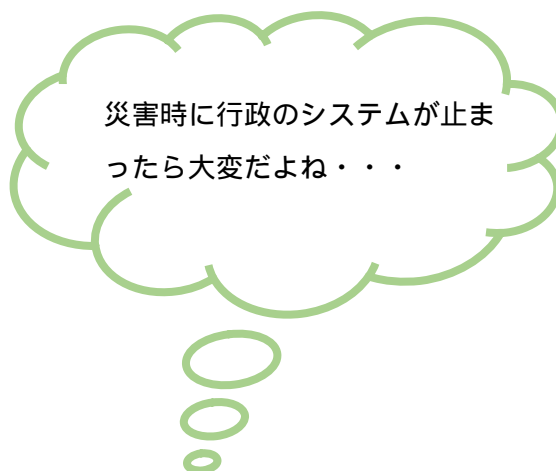
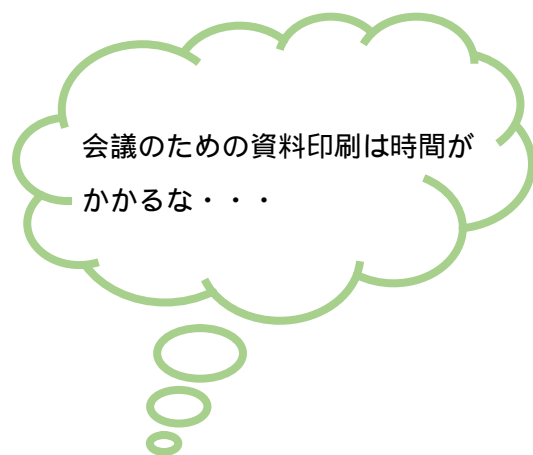
- ・(A) 多言語対応におけるICT活用
- ・(A) 相模原市公式ホームページ管理システム更新
- ・(C) 遠隔手話通訳サービスにおけるICT活用
- ・(C) 電子書籍の導入研究

基本目標 2 経営資源を最大限に活用した行財政改革


～ ICT・データ × 経営資源 = 都市経営力の強化～

【施策設定の考え方】

都市経営力が強化された状態とは、ICTやデータの活用により、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）が最大限活用されているとともに、災害時等にも高い業務継続性が確保されている状態とします。



《施策2 - 1》行政事務における電子化の推進

	ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
	行政事務の電子化を推進することで「新たな経営資源」を生み出します。	(説明) 簡易作業に係る作業削減時間 (捉え方) 行政事務の電子化により削減された簡易作業に係る時間	-	11,600 時間


施策目標値について

「RPA^{*22}の全庁導入」等により実現される簡易作業に係る時間の削減時間の合計から設定

事業

- ・(A) RPAの全庁導入
- ・(A) 次期自治体クラウド構築及びネットワーク更新
- ・(B) 母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新
- ・(C) AI-OCR^{*23}の導入研究
- ・(C) 情報共有基盤システムの更新
- ・(C) ICTタグ^{*24}による資料管理の導入研究

《施策2 - 2》デジタル・ワークスタイルへの転換

	ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
	デジタル・ワークスタイルへの転換を促すことで、職員の業務生産性向上を実現します。	(説明) 業務生産性の向上を実感した職員の割合 (捉え方) 職員アンケートにおいて業務生産性の向上を実感した職員の割合	-	80%

施策目標値の設定について

適切にICTを活用し環境の整備を行い、多くの職員が業務生産性の向上を実感している状態を見込み設定

*22 「RPA (Robotic Process Automation)」は、人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化する。

*23 「OCR (Optical Character Recognition)」手書きや印刷された紙データを、スキャナやプリンタ等で読取り、コンピューターが利用できるデジタル文字に変換する技術。AI-OCRは、このOCR技術にAI (Artificial Intelligence: 人工知能)を搭載し、前後の文字や学習データから文字を連想することで、従来のOCRに比べ、より高い精度の文字認識を可能にする。

*24 電波を用いた近距離の無線通信によって情報をやりとりする微小な電子装置

事業

- ・(A) ICTを活用した多様なワークスタイルの創出
- ・(A) ペーパーレス会議の推進
- ・(C) 働き方に合わせたファシリティの検討
- ・(C) プリンタと複合機の統合及び個人認証管理機能の導入

《施策2 - 3》業務継続性の確保

11 住み続けられるまちづくりを	ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
	業務が中断するリスクを取り除くことで、「業務継続性」を確保します。	(説明) 市民に影響を与えた事例の件数 (捉え方) システムの停止を起因として業務が中断したことにより、市民に対して影響を与えた件数	0件	0件

施策目標値の設定について

高いレベルの危機管理対策に基づいた情報システムへの更新や運用手順の整備に取り組むことが、より高い業務継続性を実現できることから設定

事業

- ・(A) 消防情報管理システム更新
- ・(A) 基幹システムの機器更新
- ・(C) 住居表示台帳の電子化

基本目標3 将来にわたり発展し続けるまちづくり

～ ICT・データ × 地域社会 = 持続的に発展するまち～

【施策設定の考え方】

持続的に発展するまちの実現に向けて、行政が保有しているデータの利活用促進や地域社会の魅力の積極的な発信に取り組むとともに、地域社会の情報リテラシーを向上させることで、地域活性化や課題解決に繋がります。

デジタル化が進んでも
使う側の知識も必要だな・・・



行政のデータが見られれば
仕事に活用できるのにな・・・



《施策3 1》データ利活用の促進

17 パートナーシップで 目標を達成しよう	ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
	オープンデータ等の提供を推進することにより、市民、企業及び行政等による自発的なデータの利活用を推進します。	(説明) オープンデータカタログサイトへの年間アクセス件数 (捉え方) オープンデータカタログサイトへの年間アクセス件数	45,570件	60,000件

施策目標値の設定について

各事業の成果指標として設定されているオープンデータカタログサイトへのデータセット数の増加率と同等の増加率をカタログサイトへのアクセス数に見込み設定

事業

- ・(A) 公共施設保全台帳の活用・公共施設情報の一元化等の推進
- ・(A) オープンデータの充実、活用の推進
- ・(A) 統計データ利活用推進
- ・(C) 「生活道路のエリア対策」のモデル実施

《施策3 - 2》魅力的な地域づくりに向けた情報発信

17 パートナーシップで 目標を達成しよう	ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
	より多くの人々に魅力的な「さがみはら」を伝える情報を積極的に発信します。	(説明) 相模原市LINE公式アカウントのともだち登録件数 (捉え方) 相模原市LINE公式アカウントのともだち登録件数	-	30,000件


施策目標値の設定について

本市におけるLINE利用者見込み数(約30万人)の10%を設定

事業

- ・(A) 緑区特設サイトの充実(区ビジョン推進事業)
- ・(A) SNS等を活用した文化事業及び文化資源に関する情報発信
- ・(B) さがみはら地域ポータルサイトの充実
- ・(B) 自治体ポイント^{*25}の活用推進
- ・(C) 区における効果的な情報発信手法の研究

《施策3-3》ICT教育・人材育成の推進

4 質の高い教育を みんなに	ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
	情報リテラシーの向上を図ることで、各事業の成果指標を達成に繋がります。	重点事業の成果指標達成率 ICTを活用したサービスの利用率	- 48%	80% 55%
		(捉え方) 重点事業の成果指標達成率 市政に関する世論調査の回答結果		

施策目標値の設定について

多くの重点事業において成果指標を達成することが、情報リテラシーの向上が図られている状態となることから設定

5割以上の方がICTを活用したサービスを利用し、利便を享受している状態を見込み設定

事業

- ・(A) 職員のICTスキルの向上
- ・(C) 公民館における無線LAN環境を活用した事業の実施

^{*25} 自治体ポイントは、当該自治体が利用可能と指定した実店舗やオンライン販売等で決済できるもので、公共施設の利用料、およびオンラインでの物産の購入等に利用できるポイント。総務省では、「未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)」において、「マイナンバーカードを活用したクラウド型決済インフラとして実証稼働中の自治体ポイントの仕組みを利用し、地域のキャッシュレス化を伴う新たな地域活性化策の検討を進める。」と位置づけた。

2 事業の展開

(1) 事業への取組

事業は、前述の「基本目標達成に向けた3つの視点」を重視しながら、取り組めます。

ア 成果の重視

成果重視の観点から、事業の管理は、「成果」を意識した管理に繋げるべく、取組（行動）の目標を管理する「行動目標」と取組（行動）から生み出される「成果」を管理する「成果指標」に分けて管理します。「行動目標」と「成果指標」に分けて管理し、目指すべき「成果」を可視化することで、各事業における「成果」を意識しながら取り組めます。

イ 根拠の重視

根拠重視の観点から、「成果指標」は、計画終了時点での最終的な成果指標に加えて、適切な年次成果指標も設定します。施策目標値の達成に繋がる、「成果指標」を適切に設定するとともに、最終年度の成果指標の達成に向け、年次単位の「成果指標」を設定し経年管理することで、施策の達成と事業の進捗の両面において、「根拠」のある管理指標を設定し取り組めます。

ウ イノベーションの重視

イノベーション重視の観点から、重点事業の設定にあたっては、事業の「実現性」のみならず、将来予測を踏まえた「新たな価値」も判断基準とすることで、「イノベーション」の創出に繋がる事業の推進を図ります。

(2) 事業の進捗管理

事業の進捗は、「行動目標」と「成果指標」を設定し管理します。

「行動目標」は、取り組むべき行動を設定し、サービスやシステム導入に向けて必要となる取組（例：システム調達仕様書作成、サービスの利用開始及び実証実験と実験結果を踏まえた導入の判断等）の進捗状況を管理します。一方、「成果指標」は、達成度が客観的に図れるよう必ず定量的な数値を設定し、サービスやシステム導入後の成果（例：経費削減額、事務の削減時間及びサービスの利用率等）を管理します。

また、既に「サービスやシステムの導入を想定している事業」と「サービスやシステム導入可否の検討や技術の研究を目的とした事業」では、事業の目的も異なることから、進捗管理も異なる考え方で実施します。

重点事業については、半年単位で事業の実施主体と情報政策課担当職員が進捗状況の点検を行い、必要に応じて「行動目標」や「成果指標」の見直しを行います。

ア サービスやシステムの導入を想定している事業（第4章-2「重点事業の設定」にあるA、B区分の事業）

既に導入を想定している事業は、導入までの期間の行動目標と、導入後の計画期間終了時点の最終的な成果指標と年次の成果指標を設定します。

設定時期	進捗管理	管理対象期間	管理の内容
計画策定時点	行動目標	サービスやシステム導入迄の期間	サービスやシステム導入に向けた取組
	成果指標	サービスやシステム導入後の期間	年次の成果指標
			計画期間終了時点の最終成果指標

（例）RPA を令和3年4月から令和5年4月にかけて順次導入し、職員の作業時間を削減する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動目標	業務手順の見直し RPAツール作成	業務手順の見直し RPAツール作成	業務手順の見直し RPAツール作成	—
成果指標	—	150時間削減	300時間削減	500時間削減

イ サービスやシステム導入可否の検討や技術の研究を目的とした事業（第4章-2「重点事業の設定」にあるC区分の事業）

新たなサービス、システムの導入可否や技術の有効性を確認するために実施する事業（実証実験、データ収集等）は、導入可否の判断や技術の研究をするための取組を行動目標として設定します。

なお、実証実験等により、後に導入することが決定した場合は、成果指標を設定した上で、必要に応じて上位施策の施策目標値も設定し直します。

設定時期	進捗管理	管理対象期間	管理の内容
計画策定時点	行動目標	サービスやシステム導入迄の期間	導入可否や技術の有効性等を確認するための取組

（例）〇〇サービスの実証実験を行い、本格導入の可否を検討する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動目標	実証実験準備 （収集データの整理） （導入可否判断の基準整理）	実証実験実施 実証実験の結果整理・報告 導入可否判断（庁内合意）		
成果指標	—	—	導入決定時に適宜設定	

(3) 官民データ活用推進計画との関係

本計画は、官民データ活用推進基本法9条に基づき、市町村による策定が努力義務となっている、官民データ活用推進に関する基本的な計画にも位置付けることとし、国及び県が策定する同計画との関連性についても踏まえ、事業を推進します。

ア 市町村官民データ活用推進計画策定における基本的な方針

市町村の官民データ活用推進の基本的な方針として、以下の5つが示されています。

(ア) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)【基本法第10条】

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し(BPR)を推進する。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進する。

(イ) 官民データの容易な利用等に係る取組(オープンデータの推進)【基本法第11条】

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針(平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)」等を踏まえて、保有するデータのオープンデータ化を推進する。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促す。

(ウ) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組(マイナンバーカードの普及・活用)【基本法第13条】

国はマイナンバーカードの普及に向けては、「持ちたい」と思えるカードにすることが必要として、その利活用の推進など利便性向上に取り組んでいる(マイナンバーカード利活用推進ロードマップ、経済財政運営と改革取組2017(平成29年6月9日閣議決定)、未来投資戦略2017(同))。行政サービスにおける個人番号カードの利用を促進するための具体的な施策を策定し、取り組むことで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与する(例:身分証としての活用、マイキープラットフォームの活用等)。

(エ) 利用の機会等の格差の是正に係る取組(デジタルデバイド対策等)【基本法第14条】

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講ずる。

(オ)情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組(標準化、デジタル化、システム改革、BPR)【基本法第15条】

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し(BPR)や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、各種データの標準化(共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等)を図り、官民でのデータ流通を促進して、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋げる。

イ 官民データ活用推進の基本的な方針と本計画の事業との関連性

市町村における官民データ活用推進の基本的な5つの方針に関連する事業として、本計画の32の事業のうち、次の26事業を位置づけします。

官民データ活用推進の基本的な方針	事業 <small>頭英字はP31「実現性と新たな価値を踏まえた事業の考え方」の区分 下線は、現行計画からの継続事業</small>
(ア) オンライン化原則	(A)電子申請の利用促進 (A)多言語対応におけるICT活用 (C)住民異動届の電子申請化及び住民記録システムの入力自動化 (C)公金収納における電子マネーの導入研究
(イ) オープンデータの推進	(A)オープンデータの充実、活用の推進 (A)統計データ活用推進 (A)公共施設保全台帳の活用・公共施設情報の一元化等の推進 (C)「生活道路のエリア対策」のモデル実施
(ウ) マイナンバーカードの普及・活用	(B)自治体ポイントの活用推進 (C)介護ワンストップサービスの推進
(エ) デジタルデバイド対策等	(A)職員のICTスキルの向上 (C)公民館における無線LAN環境を活用した事業の実施 (C)遠隔手話通訳サービスにおけるICT活用 (C)電子書籍の導入研究
(オ)標準化、デジタル化、システム改革、BPR	(A)ICTを活用した多様なワークスタイルの創出 (A)ペーパーレス会議の推進 (A)RPAの全庁導入 (A)次期自治体クラウド構築及びネットワーク更新 (A)消防情報管理システム更新 (A)基幹システムの機器更新 (B)母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新 (C)プリンタと複合機の統合及び個人認証管理機能の導入 (C)AI-OCRの導入研究 (C)情報共有基盤システムの更新 (C)住居表示台帳の電子化 (C)ICタグによる資料管理の導入研究

(4) 情報システム導入の考え方

本計画では、最新の技術動向を適切に捉え、イノベーションの創出に繋がる新たな情報システムについては、導入を積極的に検討します。

一方で、本市では、業務の効率化や市民サービスの向上を目的として、既に多くの情報システムを導入しており、現在は、制度改正等に対応したシステム改修や定期的な更新等の運用保守が主な取組となっています。こうした取組については、情報システムの企画、調達、開発、運用保守、評価までの標準的なプロセスを定めた「情報システム導入手順書～情報システムライフサイクルガイドライン～」(以下「導入手順書」という。)を策定し、全庁的に運用しています。国においても、行政が目指すべき電子行政の方針として示した「デジタル・ガバメント推進方針」を策定し、その方向性を具体化した「デジタル・ガバメント実行計画」が定められました。

こうした状況を踏まえ、新たな情報システムの導入や定期的なシステム更新にあたっては、引き続き導入手順書を遵守した取組を基本としつつ、「デジタル・ガバメント実行計画」に掲げられた「地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進」に向けた取組を踏まえ、特に留意すべき事項を、次のとおり設定します。

ア オンライン利用の促進

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下『デジタル手続法』という。)」の公布や行政サービスを利用する者の利便性を踏まえ、各種手続きや申請等において、オンライン利用の促進に取組みます。

イ クラウド利用の促進

コストの削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、情報システムの導入やサービスの利用にあたっては、クラウドの利用促進に取組みます。

ウ オープンデータの推進

システムの構築段階でオープンデータに配慮した設計とする等、オープンデータ・バイ・デザイン^{*26}に基づいた情報システムの導入やサービスを利用することで、オープンデータの推進に取組みます。

^{*26} オープンデータ・バイ・デザインでは、公共データにつきオープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行う。

エ 適正な情報セキュリティの確保

官民を通じたデータの連携が進む中、ネットワークで繋がることによるリスクが顕在化しており、情報セキュリティポリシーの遵守を徹底し、高度なセキュリティ対策を講じることで、適正な情報セキュリティの確保に取り組めます。

オ サービスデザイン思考の導入

情報システムの導入にあたっては、サービスを利用する際の利用者の一連の行動に着目し、サービス全体を設計する「サービスデザイン思考」の考え方を取り入れ、サービスを提供する行政側の視点だけでなく、実証実験等による利用者意見の把握や利用者参加型のワークショップ等による合意形成等の取組により、利用者側の視点も踏まえ、業務改革を推進します。

カ カスタマイズの抑止

パッケージシステムを導入する場合は、標準化や共通化によるコストの削減や事務負担の軽減等のメリットを享受できるよう、カスタマイズを行わず、パッケージ標準機能の利用を前提とします。

制度改正や身体生命に関わる理由、その他費用対効果の観点等から、カスタマイズの必要性が認められる場合においても、標準化や共通化によるコストの削減やパッケージシステムに合わせた業務運用の見直しを前提に検討します。

キ 競争性を確保したシステム調達

システム（機器更新も含む）は、原則、入札やプロポーザルコンペ等の競争性を確保した調達に取り組めます。

なお、システム更新の場合は、1回目の更新は、必要に応じて、機器のみ更新し、システムは継続して利用することも可能としますが、2回目のシステム更新は、特定の事業者への依存を避けることに加え、最新の技術を採用するという観点から、原則、入札やプロポーザルコンペ等の競争性のある手法を選択します。



第6章

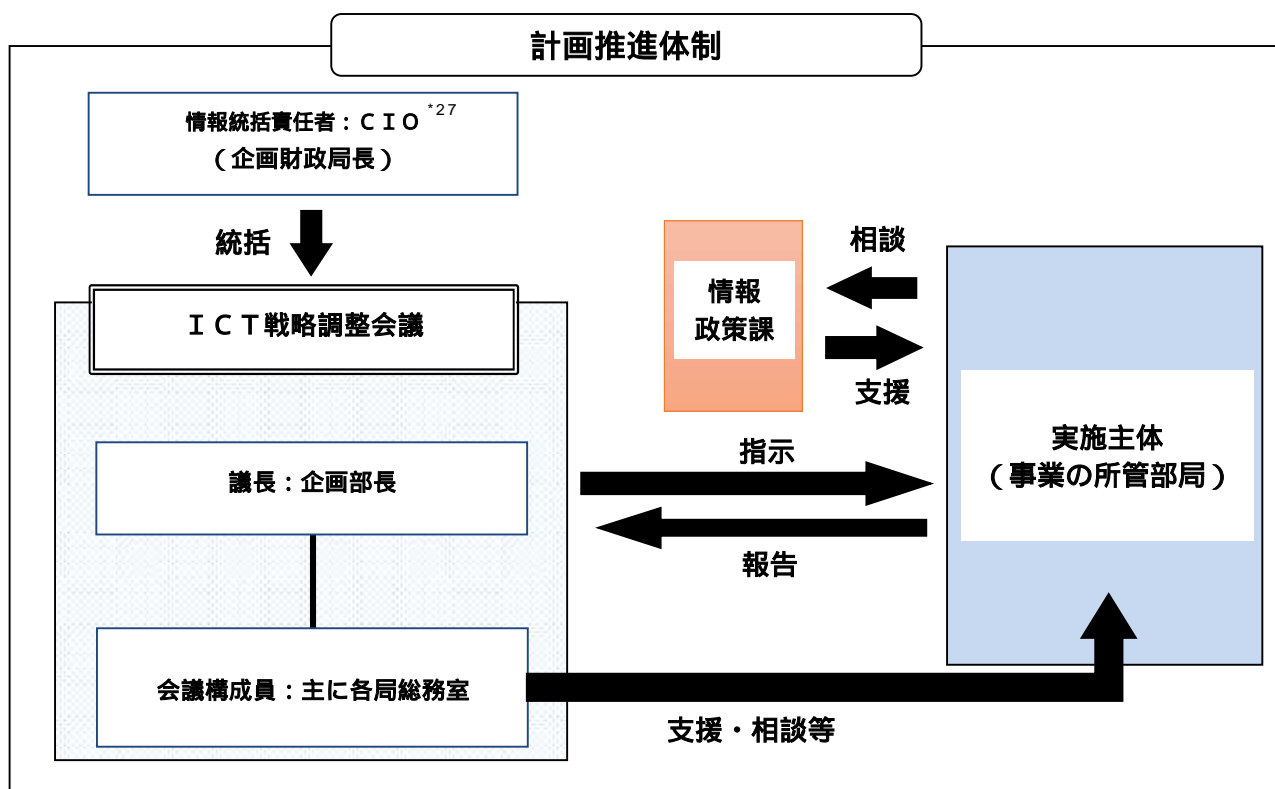
計画の推進

- 1 計画推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 計画の見直し

1 計画推進体制

本計画では、計画の推進に関する事項を審議するための組織である「ICT戦略調整会議（以下『調整会議』という。）」、事業計画を立案し実施する「実施主体」、調整会議と実施主体との調整役の「事務局」、実施主体が計画する施策が、各局における施策推進及びICTの利活用に沿っているか等、円滑に事業を進行するための支援や相談を実施する「各局総務室」が庁内横断的に連携し、毎年度、計画全体の進捗状況を把握し客観的に評価することで、本計画の着実な推進を図ります。

【計画推進体制イメージ】



*27 CIO（最高情報責任者：Chief Information Officer）。ICTの導入・利活用に責任を持ち、行政機関においては業務の革新、情報技術の活用を推進する役割としてCIOがおかれる。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、次のとおり、事業ごとに実施するPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し・改善）のPDCAサイクルを通じて行います。

【PDCAサイクルに基づく進行管理】

事業の実施主体が事業ごとに設定した管理指標を意識し事業計画を策定します。

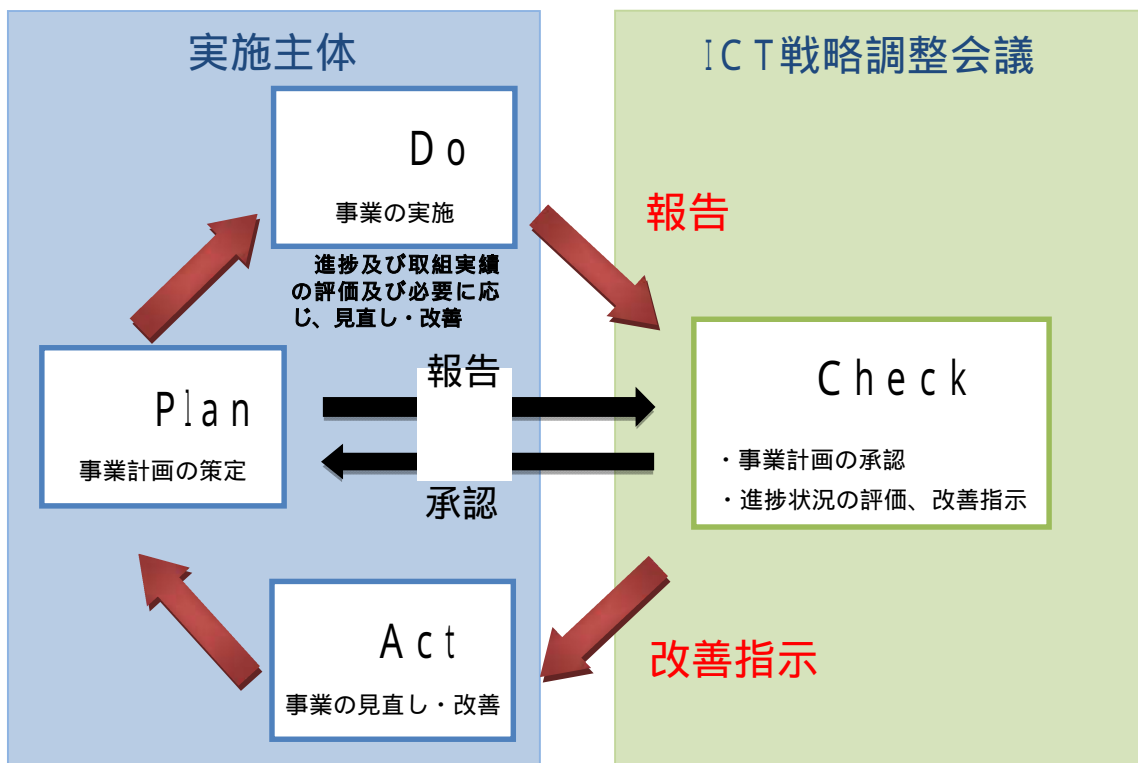
策定した計画を調整会議に報告し、承認を得ます。

当該計画に基づいて事業を実施します。重点事業は半年ごと、その他の事業は1年ごとに事業の進捗及び取組実績を実施主体が自ら評価した上で、必要に応じて改善を図ります。

当該年度の取組実績と、実績を踏まえた次年度の事業計画については、事務局を通じ、「調整会議」で評価し、必要に応じて実施主体に対する改善指示を行います。

改善指示を受けた事業は、その指示に基づき、事業の見直し・改善を図り、事業計画の策定を行います。

【進行管理のイメージ】



3 計画の見直し

(1) 計画の見直しの考え方

本計画では、成果重視の考え方に基づき、計画段階で想定した事業の進め方（ICTの活用方法、行動目標等）に固執するのではなく、適宜、最適な進め方に見直す等、「成果」に向けた柔軟な取組を重視します。

計画期間中において、ICTの活用による「成果」が見込める新たな事業が確認された場合は、随時、事業の追加を行う一方で、明らかに計画段階で想定した「成果」が見込めない事業については、計画から除くことや、計画段階で想定した成果指標を見直すことを可能としますが、この場合は、必ず「成果」を伴っているか、あらたに設定する成果指標が適切なのか等、改めて根拠を明らかにした上で、見直すこととします。

また、計画段階における進め方や成果に縛られ取組が形骸化する等、事業の実施自体が目標となることのないよう、成果に対する「根拠」を重視しつつ、事業の入れ替えや成果指標の見直しによる基本目標や施策目標値への影響についても考慮した上で、柔軟に計画を見直していきます。

(2) 計画の見直しの進め方

行動目標や成果指標の見直し、事業の新規追加や削除等、計画の見直しは、事業の実施主体が見直しの必要性や見直し案の検討を行い、事務局と見直しの妥当性について協議の上、ICT戦略調整会議に諮り、見直しの可否を決定します。

なお、計画見直しのサイクルは、次のとおり設定します。

重点事業・・・半年単位 重点以外の事業・・・一年単位



第 7 章

事業一覽

基本目標 1 利用者中心の行政サービス改革

< 電子申請の利用促進 >

< 事業区分 A (重点事業) >

事業概要

市役所の窓口へ出向くことなく、自宅のパソコンから電子申請手続きができる事務手続数を増やすことにより、行政手続に係る時間を削減する。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	電子申請事務手続追加に係る庁内推進	電子申請事務手続追加に係る庁内推進	電子申請事務手続追加に係る庁内推進	電子申請事務手続追加に係る庁内推進
成果指標	当該年度新規導入 4 手続以上	当該年度新規導入 4 手続以上	当該年度新規導入 4 手続以上	当該年度新規導入 4 手続以上
成果指標の 説明	電子申請手続の増加数			

< 住民異動届の電子申請化及び住民記録システムの入力自動化 >

< 事業区分 C >

事業概要

住民異動届に記入事項を、自己所有するスマートフォン等であらかじめ入力を行い QR コード化する。窓口へ来庁した際に専用機器に QR コードを読み込ませることで、来庁時における行政手続に係る時間を削減する。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	・実証実験実施 ・本格導入検討 ・実証実験結果の市民周知等			
成果指標				
成果指標の 説明	(事業の進捗に合わせ設定)			

< 公金収納における電子マネーの導入研究 >

< 事業区分 C >

事業概要

市民サービスの向上を図るために、市役所窓口等において、手数料等を電子マネーによって支払うことができる仕組みの導入について研究を行う。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	・市民利便性向上評価（アンケート等） ・本格導入検討 ・実証実験結果の市民周知等			
成果指標				
成果指標の説明	（事業の進捗に合わせ設定）			

< 介護ワンストップサービスの推進 >

< 事業区分 C >

事業概要

マイナンバーカードを活用した電子申請を活用することで、要介護者本人や代理人による申請負担軽減を図り、行政手続に係る時間を削減する。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	介護ワンストップサービスの電子申請の実施検討			
成果指標				
成果指標の説明	（事業の進捗に合わせ設定）			

< 多言語対応における ICT 活用 >

< 事業区分 A (重点事業) >

事業概要

多言語ユニバーサル情報発信ツールや自動翻訳機等、多言語対応の様々な手法を検討し、市からの情報発信物や窓口における多言語対応を推進する。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	・多言語ユニバーサル情報発信ツールの庁内推進 ・自動翻訳機の購入及び有効性の検証	・全庁における多言語ユニバーサル情報発信ツールや自動翻訳機の庁内推進	・全庁における多言語ユニバーサル情報発信ツールや自動翻訳機の庁内推進	・全庁における多言語ユニバーサル情報発信ツールや自動翻訳機の庁内推進
成果指標	多言語ユニバーサル情報発信ツール当該年度新規追加 2 手続以上	多言語ユニバーサル情報発信ツール当該年度新規追加 2 手続以上	多言語ユニバーサル情報発信ツール当該年度新規追加 2 手続以上	多言語ユニバーサル情報発信ツール当該年度新規追加 2 手続以上
成果指標の説明	多言語対応サービスの増加数			

< 相模原市公式ホームページ管理システム更新 >

< 事業区分 A (重点事業) >

事業概要

相模原市公式ホームページ管理システムの更新に伴い、クラウド活用や他サービスとの連携を検討するとともに、誰もが使いやすい新たなコンテンツの提供を行う。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	・現状分析委託事業選定 ・現状分析 ・システム調達支援事業者の検討	・システム調達支援事業者の選定 ・RFIの実施 ・仕様検討 ・システム評価	・システム事業者選定 ・システム更新	
成果指標				ホームページアクセス数：年間 30,000,000 件 (H30 年度実績 25,951,185 から約 15% 増を目標とする)
成果指標の説明	ホームページアクセス件数			

< 遠隔手話通訳サービスにおける ICT 活用 >

< 事業区分 C >

事業概要

ビデオ通話機能により、手話通訳者が画面越しに聴覚障害者との通訳を行う。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験実施 ・本格導入検討 			
成果指標				
成果指標の説明	(事業の進捗に合わせ設定)			

< 電子書籍の導入研究 >

< 事業区分 C >

事業概要

図書館への来館や、紙の資料での読書が困難な利用者に対する情報バリアフリーの手段として、電子書籍の導入を検討する

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・先進事例の調査 ・提供方法、導入コンテンツの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館システムとの調整 ・規定等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館システムとの調整 ・規定等の整備 	電子書籍サービスの導入及び実施
成果指標				
成果指標の説明	(事業の進捗に合わせ設定)			

基本目標 2 経営資源を最大限に活用した行財政改革

< R P A の全庁導入 >

< 事業区分 A (重点事業) >

事業概要

RPA ツールを、効果的であると認められた行政事務に全庁横断的に導入し、事務の一部または全部を自動化することで現行業務フローを見直し、職員の事務量の軽減及び効率化を実施する。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	<ul style="list-style-type: none"> サーバ型ツールの検討 事業選定 保守運用案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 保守運用方法の見直し 導入事業の業務手順の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 保守運用方法の見直し 導入事業の業務手順の見直し 有効性の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 有効性の検証 導入事業の業務手順の見直し 所管課による RPA 管理の運用体制の構築
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度の RPA ツール導入 5 事業 当該年度の RPA ツール導入事業における平均業務時間削減率 75%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度の RPA ツール導入 7 事業 当該年度の RPA ツール導入事業における平均業務時間削減率 75%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度の RPA ツール導入 10 事業 当該年度の RPA ツール導入事業における平均業務時間削減率 75%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度の RPA ツール導入 10 事業 当該年度の RPA ツール導入事業における平均業務時間削減率 75%以上
成果指標の説明	R P A ツールの導入事業数、平均業務時間削減率			

< 次期自治体クラウド構築及びネットワーク更新 >

< 事業区分 A (重点事業) >

事業概要

現行の自治体クラウド環境 (K S C) の更新を機に、次期自治体クラウド構築及びネットワーク更新を実施。次期自治体クラウド構築とネットワーク更新を一体で調達することにより、コスト / 運用・保守形態を最適化する。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	次期自治体クラウドを含めた、新たな庁内ネットワークの設計検討及び入札に向けた仕様作成。	次期自治体クラウド構築及び次期ネットワーク構築	次期ネットワークへの移行作業	次期ネットワークへの移行作業 新ネットワークの運用開始
成果指標	-	-	-	システム保守費用 年間 1200 万円 削減
成果指標の説明	運用・保守費の削減			

< 母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新 >

< 事業区分 B >

事業概要

母子寡婦父子福祉資金貸付システムの再構築および基幹系への移行を行い、事務の効率化、経費削減、業務継続性向上を推進する。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	・システムの調達及び開発完了	・システムの本格稼働		
成果指標		システム保守費用 年間 95 万円削減	システム保守費用 年間 95 万円削減	システム保守費用 年間 95 万円削減
成果指標の説明	現行システムと比較した保守費削減額			

< AI - OCR の導入研究 >

< 事業区分 C >

事業概要

AI-OCR の導入に向け、RPA との連動も踏まえた実証実験を行うとともに、導入検討を進める。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	・実証実験実施 ・本格導入検討 ・実証実験結果の市民周知等			
成果指標				
成果指標の説明	(事業の進捗に合わせ設定)			

< 情報共有基盤システムの更新 >

< 事業区分 C >

事業概要

情報共有基盤システムの更新に伴い、共有ファイルサーバの在り方を検討し、業務の効率化、生産性向上、経費削減、業務の品質向上を推進する。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	・クラウド化に向けた情報収集 ・コンサル導入の可否判断			
成果指標				
成果指標の説明	(事業の進捗に合わせ設定)			

< IC タグによる資料管理の導入研究 >

< 事業区分 C >

事業概要

利用者サービスのさらなる向上と窓口業務等の効率化を図るため、IC タグを活用した資料管理システムやセルフの貸出機、セルフ予約資料受け取り棚等の導入を検討するもの

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	・IC タグ導入に向けた検討 ・現蔵書への IC タグ貼付計画の検討 ・導入サービス及び機器の検討			
成果指標				
成果指標の説明	(事業の進捗に合わせ設定)			

< ICTを活用した多様なワークスタイルの創出 >

< 事業区分 A (重点事業) >

事業概要

業務の効率性を高めるため、サテライトオフィス、モバイルワーク等の導入研究やICTを活用した多様なワークスタイルの創出に向けた検討を進める

取組予定

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動目標	・サテライトオフィスの拡大検討 ・モバイルワークの試行運用 ・利用者の満足度調査	・モバイルワーク対象所属・業務の選定 ・利用者の満足度調査	・在宅勤務の試行検討(実施対象者等) ・モバイルワークの本格導入 ・モバイルワークの満足度調査	・在宅勤務の試行 ・モバイルワークの満足度調査
成果指標		・サテライトオフィスの導入場所を1か所増やす	・班長以上の職員の10%がモバイルワークを利用 ・モバイルワークの満足度(対象:一般職員含む)	・班長以上の職員の20%がモバイルワークを利用 ・モバイルワークの満足度を令和4年の1.2倍に向上
成果指標の説明	班長以上の職員のモバイルワークの利用率、職員満足度			

< ペーパーレス会議の推進 >

< 事業区分 A (重点事業) >

事業概要

庁議における会議資料をPC閲覧とすることで、紙資料の削減を図るとともに、印刷等の事務作業負担の軽減を図る。

取組予定

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動目標	ペーパーレス会議の目標回数設定(分母の設定)			
成果指標		企画部会議(庁議)のうち、6割がペーパーレス会議	企画部会議(庁議)のうち、7割がペーパーレス会議	企画部会議(庁議)のうち、8割がペーパーレス会議
成果指標の説明	企画部会議に係るペーパーレス会議実施割合			

<働き方に合わせたファシリティの検討>

<事業区分C>

事業概要

事務室を整理することでスペースを生み出し、事務室内で打ち合わせができるスペースを確保する。また、事務・事業の性質や内容に合う什器を導入し、スペースを有効活用する

取組予定

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動目標	・モデル部署の選定 ・事務・事業の内容の分析 ・モデル部署の事務室形態の検討			
成果指標				
成果指標の説明	(事業の進捗に合わせ設定)			

<プリンタと複合機の統合及び個人認証管理機能の導入>

<事業区分C>

事業概要

プリンタ及び複合機の調達・管理コスト(調達・維持管理費用、設置場所、職員の事務負担)を削減する。また、印刷された用紙が放置されていることによるセキュリティリスクを低減する。

取組予定

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動目標	・RFC(複合機とプリンタの統合及び個人認証管理機能付きプリンタの調達に係る仕様書) ・仕様の確定 ・成果指標の設定	・セキュアプリンタ環境調達・構築	・セキュアプリンタ接続対象増設作業 ・複合機125台の更新及びプリンタの統合	・複合機43台の更新及びプリンタの統合 ・新FSVリリース(スキャナ対応可能となる)
成果指標				
成果指標の説明	(事業の進捗に合わせ設定)			

< 消防情報管理システム更新 >

< 事業区分 A (重点事業) >

事業概要

消防情報管理システム更新に伴い、事務の効率化、経費削減、業務継続性向上を推進する。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	・事務効率の削減時間に関する成果指標の設定(業務フローの見直し)	・令和 5 年度の部分更新事業に係る事業の精査	・令和 5 年度の部分更新事業に係る事業の精査	・事務効率の削減時間に関する成果指標の設定(業務フローの見直し)
成果指標				・システムの安定運用 令和元年度及び令和 2 年度の部分更新の実施により、平成 3 0 年度に 1 4 0 件発生したシステム障害の 1 0 % 減を目標とする
成果指標の説明	システム障害率の削減			

< 基幹システムの機器更新 >

< 事業区分 A (重点事業) >

事業概要

基幹システムの更新に伴い、耐障害性、業務継続性向上を推進する。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	機器構成検討	・機器構築 ・データ移行 ・対象外テスト	機器更新	
成果指標			システムの稼働停止時間 3 時間以下	システムの稼働停止時間 3 時間以下
成果指標の説明	基幹システムの障害により基幹システムの稼働が停止した時間			

< 住居表示台帳の電子化 >

< 事業区分 C >

事業概要

現在紙ベースで台帳化されている住居表示台帳の電子化を行い、その情報を全庁の関係各課で共有を図り業務効率性を高める。また、デジタル化に伴い業務継続性を高める。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	<ul style="list-style-type: none">・ 課題整理・ システム構築のための体制づくり・ 実施可否の判断			
成果指標				
成果指標の 説明	(事業の進捗に合わせ設定)			

基本目標 3 将来にわたり発展し続けるまちづくり

< 公共施設保全台帳の活用・公共施設情報の一元化等の推進 > < 事業区分 A (重点事業) >

事業概要

公共施設の修繕・改修の履歴や点検結果、利用状況やコスト情報などを一元管理するシステムを活用し、施設の効率的な管理運営、計画的な修繕・改修、更新に伴う施設の再編と総量削減などの公共施設マネジメントを推進する。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	統合型データベースの構築	専用システムの構築	専用システムの稼働	
成果指標			公開する公共施設情報 3 種類追加	公開する公共施設情報 3 種類追加
成果指標の説明	公開する公共施設情報の数			

< オープンデータの充実、活用の推進 >

< 事業区分 A (重点事業) >

事業概要

行政情報を二次利用可能な形式で公開するオープンデータを充実するとともに、市や市民、企業、教育・研究機関などによるオープンデータの積極的な利活用を推進し、当該データを市民が自発的に活用することで、地域課題が解決されることを目的とします。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	オープンデータの拡充及び活用促進	オープンデータの拡充及び活用促進	オープンデータの拡充及び活用促進	オープンデータの拡充及び活用促進
成果指標	オープンデータ公開数 3 種類増加	オープンデータ公開数 3 種類増加	オープンデータ公開数 3 種類増加	・オープンデータ公開数 3 種類増加 (合計 50 種類以上)
成果指標の説明	オープンデータ公開数			

< 統計データ利活用推進 >

< 事業区分 A (重点事業) >

事業概要

庁内各課が保有する業務統計一覧を作成し、庁内利活用を推進する。また、紙媒体の統計資料のオープンデータ化を推進する。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内へ調査等の実施状況を照会 ・統計ポータル(仮)を立ち上げ庁内各課が利用する政策根拠を一元化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内へ業務統計の有無を照会し、結果をまとめ職員ポータルへ掲示する。 ・住民基本台帳人口を 2 年分電子化し、ホームページへ掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳人口を 2 年分電子化し、ホームページへ掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳人口を 2 年分電子化し、ホームページへ掲載する。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・調査等の実施状況の照会により、「調査データ一覧」を作成し、少なくとも 30 件のデータを登録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「調査データ一覧」に業務統計の情報を追加する等し、データ登録件数を前年比 10%増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上で毎月の住民基本台帳人口の資料が過去 10 年間分閲覧できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページで毎月の住民基本台帳人口の資料が過去 12 年間分閲覧できる。 ・「調査データ一覧」に 33 件以上のデータを登録する
成果指標の説明	住民基本台帳人口資料の閲覧年数、「調査データ一覧」のデータ登録数			

< 「生活道路のエリア対策」のモデル実施 >

< 事業区分 C >

事業概要

交通事故発生件数等から対策が必要なエリアを抽出し、ビッグデータを活用するとともに、地域と協働し安全対策を実施する。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・対策工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果検証 ・効果検証を踏まえた進め方の検討 ・本格実施の判断 		
成果指標				
成果指標の説明	(事業の進捗に合わせ設定)			

< 緑区特設サイトの充実（区ビジョン推進事業） >

< 事業区分 A（重点事業） >

事業概要

区の魅力やポテンシャルを全国に発信するため、ウェブ媒体を活用した特設サイト（ポータルサイト）を充実させ、情報発信力の強化を図る。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	・特設サイトの充実 ・掲載コンテンツの情報の追加	・特設サイトの充実 ・掲載コンテンツの情報の追加	・特設サイトの充実 ・掲載コンテンツの情報の追加	・特設サイトの充実 ・掲載コンテンツの情報の追加
成果指標	特設サイトのアクセス件数：11,000 件/年	特設サイトのアクセス件数：12,000 件/年	特設サイトのアクセス件数：13,000 件/年	特設サイトのアクセス件数：14,000 件/年
成果指標の説明	特設サイトのアクセス件数			

< SNS等を活用した文化事業及び文化資源に関する情報発信 > < 事業区分 A（重点事業） >

事業概要

LINE 公式アカウント（地方公共団体プラン）を利用した各種イベントやワークショップの開催情報の発信を行う。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	・LINE 公式アカウント「相模原市」の情報発信に向けた調整	・LINE 公式アカウント「相模原市」の運用・情報発信 ・市 HP 特設サイトの開発（試験運用）	・市 HP 特設サイトの運用（本格運用）	
成果指標		LINE による情報提供の手段や内容に満足している市民の割合（50%）	LINE による情報提供の手段や内容に満足している市民の割合（55%）	LINE による情報提供の手段や内容に満足している市民の割合（60%）
成果指標の説明	市民満足度			

<さがみはら地域ポータルサイトの充実>

<事業区分 B>

事業概要

市と市民団体が協働でさがみはら地域ポータルサイトを運営することによって、協働によるまちづくりの推進を図る。

取組予定

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動目標	ポータルサイトの更新	ポータルサイトの更新	ポータルサイトの更新	ポータルサイトの更新
成果指標	年間ページビュー数 550,000 件/年	年間ページビュー数 600,000 件/年	年間ページビュー数 670,000 件/年	年間ページビュー数 740,000 件/年
成果指標の説明	ポータルサイトのアクセス件数			

<自治体ポイントの活用推進>

<事業区分 B>

事業概要

地域活動への参加者に対してポイントを付与することによる地域活動の活性化と、そのポイントを市内で利用していただくことによる地域経済の好循環化を図る。

取組予定

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動目標	マイナンバーカード活用事業の充実	マイナンバーカード活用事業の充実	マイナンバーカード活用事業の充実	マイナンバーカード活用事業の充実
成果指標	地域活動ポイントを付与した人数【410人】	地域活動ポイントを付与した人数【460人(前年度比110%)】	地域活動ポイントを付与した人数【520人(前年度比110%)】	地域活動ポイントを付与した人数【580人(前年度比110%)】
成果指標の説明	地域活動ポイントを付与した人数			

< 区における効果的な情報発信手法の研究 >

< 事業区分 C >

事業概要

区で使用しているホームページや SNS についてその効果を測定するとともに、既存の手法を使用した場合の効果的な利用方法について研究し、現状の手法との住み分けを行った上で区民意見等も踏まえた効果的な情報発信を行う。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の情報発信手法の効果を測定する。 ・他都市実績を検証し報告書を作成。 ・新たな手法の導入を判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信・情報共有の方針を決定する。 		
成果指標				
成果指標の説明	(事業の進捗に合わせ設定)			

< 職員の ICT スキルの向上 >

< 事業区分 A (重点事業) >

事業概要

ICT を活用した業務効率化の提案ができる職員及び統計データ等を活用した政策立案ができる職員の育成を目指し、職員の基礎的な ICT スキルの向上をめざす。

取組予定

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT 人材育成方針の改正 ・スキルマップの見直し ・成果指標の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に則った研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に則った研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に則った研修の実施
成果指標		ICT 人材育成方針で定める指標	ICT 人材育成方針で定める指標	ICT 人材育成方針で定める指標
成果指標の説明	(ICT 人材育成方針で定める指標)			

< 公民館における無線 LAN 環境を活用した事業の実施 >

< 事業区分 C >

事業概要

公民館において、地域人材を活用した無線 LAN 環境による ICT 関連事業を実施し、ICT 人材の育成ができるとともに、公民館の利用者数増加や地域活性化につなげる。

取組予定

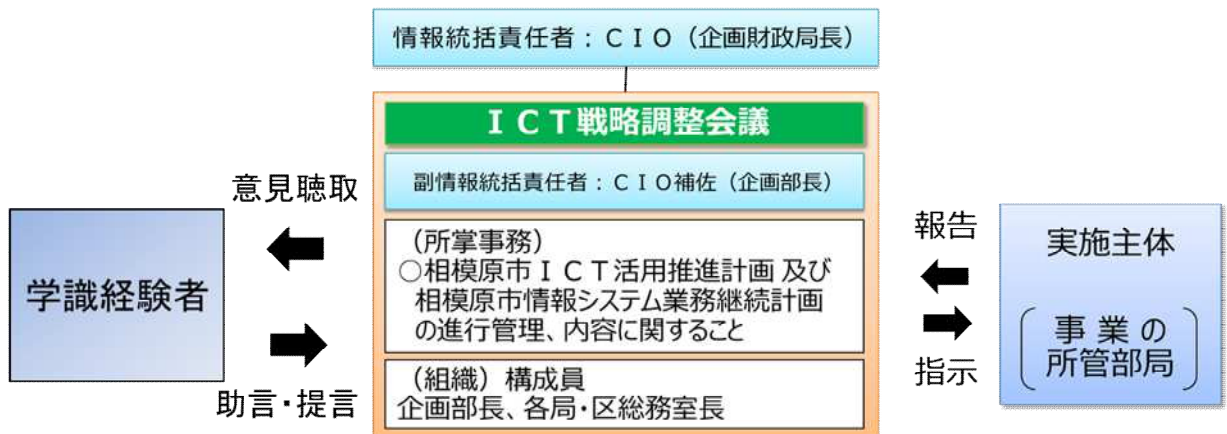
年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動目標	(公民館) 事業内容 の検討 (生涯学習課) 公民 館との調整 (生涯学習課) 成果 指標の設定			
成果指標				
成果指標の 説明	(事業の進捗に合わせ設定)			

資料編



1 策定体制

本計画を策定するに当たっては、庁内横断的な検討組織として、相模原市ICT戦略調整会議及び次期情報化計画策定検討部会を設置し、庁内の関係各課・機関により検討を重ねるとともに、社会経済情勢やICTについて精通した学識経験者から専門的な見地による助言及び提言を受けつつ、策定作業を進めました。



I C T 戦略調整会議設置要綱

(設置)

第1条 相模原市I C T活用推進計画(以下「計画」という。)に基づき、計画の推進に関する事項を審議するため、I C T戦略調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進行管理及びその内容に関すること。
- (2) 相模原市情報システム業務継続計画(I C T - B C P)(以下「継続計画」という。)の進行管理及びその内容に関すること。
- (3) 次期情報化計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画及び継続計画における重要事項に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 調整会議に議長を置き、企画部長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総括する。

(会議)

第4条 調整会議は、議長が招集する。

- 2 調整会議の進行は議長が行い、議長が不在の場合には、あらかじめ議長が指名した構成員が行う。
- 3 議長は、調整会議の運営上必要がある場合は、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討部会)

第5条 調整会議に第2条第3号に掲げる事項についての詳細検討等を行う下部組織として、次期情報化計画策定検討部会(以下「検討部会」という。)を置く。

- 2 検討部会は、別表第2に掲げる所属の長をもって構成する。
- 3 検討部会に部会長を置き、情報政策課長をもって充てる。
- 4 部会長は、検討部会の会務を統括する。
- 5 検討部会は、部会長が招集する。
- 6 検討部会の進行は部会長が行い、部会長が不在の場合には、あらかじめ部会長が指名した検討部会の構成員が行う。
- 7 部会長は、検討部会の検討内容等の横断的な調整を図るため、必要に応じて作業部会を開催することができる。
- 8 部会長は、調整会議の運営上必要がある場合は、検討部会又は前項の作業部会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 調整会議、検討部会及び作業部会の庶務は、情報政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営等について必要な事項は、議長が

別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

別表第1(第3条関係)

調整会議 構成員	企画部長、総務法制課長、企画政策課長、危機管理課長、区政支援課長、健康福祉総務室長、こども・若者政策課長、環境経済総務室長、都市建設総務室長、緑区役所区政策課長、中央区役所区政策課長、南区役所区政策課長、議会総務課長、教育総務室長、消防総務課長
-------------	--

別表第2(第5条関係)

検討部会 構成員	情報公開課、職員課、職員研修所、広聴広報課、シティセールス・親善交流課、企画政策課、さがみはら都市みらい研究所、経営監理課、公共建築課、債権対策課、市民税課、資産税課、区政支援課、市民協働推進課、文化振興課、消費生活総合センター、障害福祉サービス課、緑生活支援課、国民健康保険課、生活衛生課、保育課、こども家庭課、産業政策課、商業観光課、公園課、資源循環推進課、都市整備課、路政課、下水道保全課、緑区役所区政策課、緑区役所区民課、中央区役所区民課、南区役所区民課、議会総務課、教育センター、生涯学習課、図書館、指令課、情報政策課
-------------	--

学識経験者

敬称略

氏名	所属・役職等
飯島 泰裕	(相模原市総合戦略策定アドバイザー) 青山学院大学社会情報学部 / 大学院 教授

敬称略

氏名	所属・役職等
村上 文洋	(地域情報化アドバイザー) (株)三菱総合研究所 デジタル・イノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員 オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構(VLED)事務局 オープンデータ伝道師

2 策定経過

年度	開催日等	会議等
平成30年度	平成31年 5月25日	第1回ICT戦略調整会議（次期計画策定取組等）
	8月21日	庁議（関係課長会議兼事務事業調整会議）
	10月17日	第2回ICT戦略調整会議（次期計画基本方針検討等）
	11月15日	第1回検討部会兼企画部研修
	12月25日	第2回検討部会
	2月5日	第3回検討部会
	3月19日	第3回ICT戦略調整会議（計画名称・理念（案））
令和元年度	令和元年 5月24日	第1回ICT戦略調整会議（次期計画策定取組等）
	7月5日	第1回検討部会（計画骨子（案）の検討等）
	7月23日	策定アドバイザーへの意見聴取（飯島教授）
	7月29日	地域情報化アドバイザーへの意見聴取（村上氏）
	7月29日	第2回検討部会（事業（案）の検討等）
	8月14日	第3回検討部会（計画骨子・事業（案）の検討等）
	8月19日	策定アドバイザーへの意見聴取（飯島教授）
	8月19日	地域情報化アドバイザーへの意見聴取（村上氏）
	8月21日	第2回ICT戦略調整会議（計画素案の審議）
	10月4日	庁議（事務事業調整会議）
	10月11日	庁議（政策調整会議）
	12月5日～	パブリックコメント実施
	令和2年 1月23日	
	3月	計画策定

3 基礎資料

(1) インターネット利用率及び利用機器

- ・相模原市におけるインターネット利用率は、85%以上を占めています。
- ・利用機器は、「スマートフォン」、「パソコン(自宅)」、「タブレット端末」の順に利用率が高くなっています。
- ・平成27年度調査と比較して、「パソコン」、「携帯電話・PHS」の利用率が減少し、「スマートフォン」は19.5ポイント増加、「タブレット端末」は8.5ポイント増加しています。

【相模原市民のインターネット利用率(%)と利用する情報通信端末】(複数回答可)

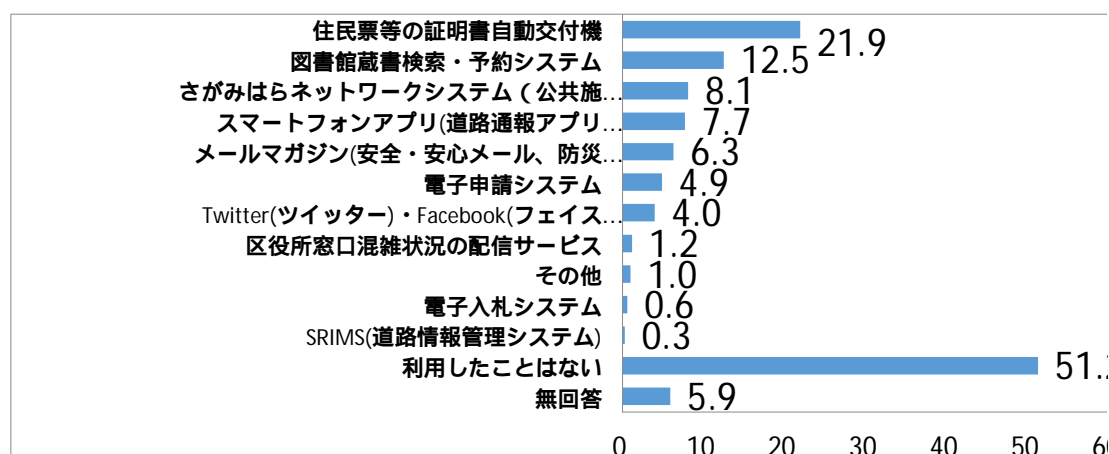
年度	インターネット利用率	機器					
		パソコン	携帯電話		スマートフォン	タブレット端末	
			自宅	自宅以外			PHS
令和元年度	86.9	73.5	53.2	20.3	14.9	64.8	23.2
平成27年度	83.1	76.9	57.2	19.7	18.1	45.3	14.7

(出典)「平成27年度・令和元年度 市政に関する世論調査報告書」より作成

(2) ICTを活用した相模原市のサービスの利用率

- ・「住民票等の証明書自動交付機」、「図書館蔵書検索・予約システム」、「公共施設予約システム」の順に利用率が高くなっています。
- ・一方、50%以上の市民が「利用したことはない」と回答しています。

【ICTを活用した相模原市のサービス別利用率(%)】(複数回答可)

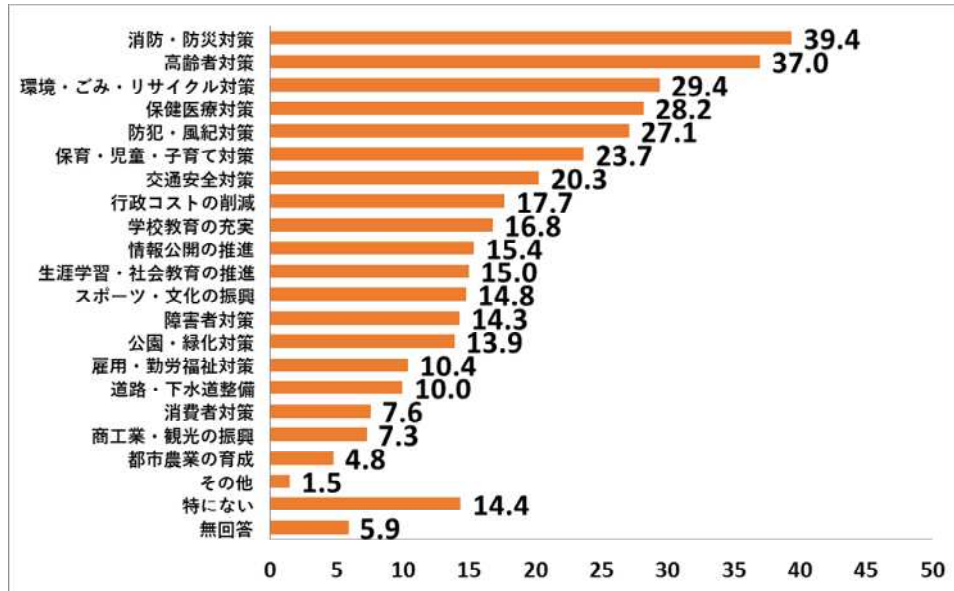


(出典)「令和元年度 市政に関する世論調査報告書」より作成

(3) 今後ICTの活用を希望する施策

平成27年度調査と比較して、「交通安全対策」は9.8ポイント増加、「高齢者対策」は9.4ポイント増加、「環境・ごみ・リサイクル対策」は8.3ポイントそれぞれ増加しています。

【今後ICTの活用を希望する施策の割合(%)】(複数回答可)

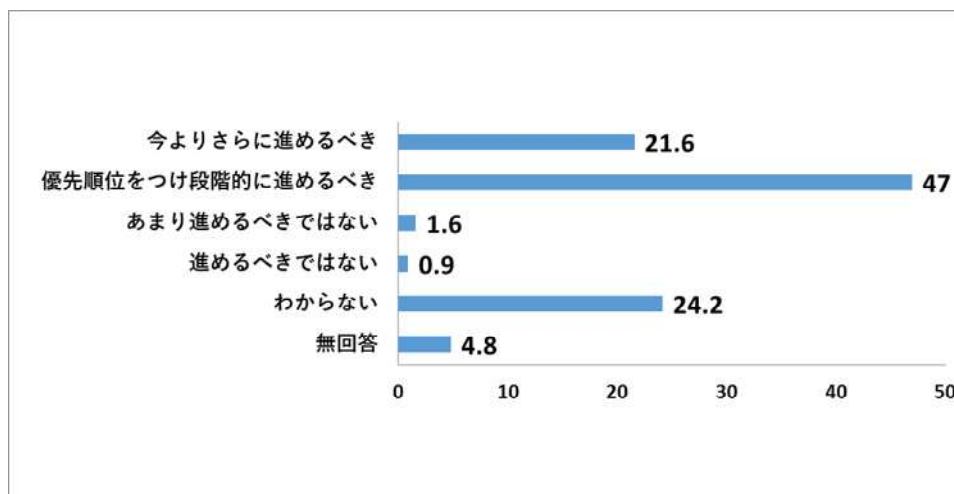


(出典)「令和元年度 市政に関する世論調査報告書」より作成

(4) 今後、相模原市がICTを活用した施策をどのようにすべきか

市民の約3分の2(68.6%)が、「今よりさらに進めるべき」、「優先順位をつけ段階的に進めるべき」と回答しており、平成27年度調査と比較して2.6ポイント増加しています。

【ICTを活用した施策の実施要否の割合(%)】



(出典)「令和元年度 市政に関する世論調査報告書」より作成

相模原市 I C T 総合戦略

発 行 / 相模原市

編 集 / 相模原市企画財政局企画部情報政策課

発行日 / 令和 2 年 3 月

【連絡先】

相模原市企画財政局企画部情報政策課

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

電 話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 1 2

F A X 0 4 2 - 7 6 9 - 7 0 3 5

E-Mail joho-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 10 月 4 日

案件名	相模原市産業集積促進条例の改正について											
所管	環境経済	局	経済	部	産業政策	課	担当者		内線			
概要	<p>「相模原市産業集積促進条例(以下「STEP50」という。)」は企業立地の促進、市民の雇用機会の創出並びに工業用地の保全活用等を目的に、平成17年10月に制定した。</p> <p>これまでに3回の条例改正を行い、認定した立地件数は145件に上る。</p> <p>こうした中、現行のSTEP50の適用期限が令和2年3月末に到来するが、令和2年4月以降についても戦略的な企業誘致を進め、本市の基幹産業である製造業を中心とした産業集積基盤の強化を図り、雇用の促進や経済波及効果などによる持続可能な都市経営の実現を目指す。</p>											
審議内容(論点)	<p>改正に向けての考え方</p> <p>相模原市産業集積促進条例改正(案)について</p>											
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名	施策33 地域経済を支える産業基盤の確立 企業の立地促進事業									
審議日	関係課長会議	令和元 年 9 月 5 日	政策調整会議	令和元 年 10 月 11 日								
	局・区政策会議	年 月 日	政策決定会議	年 月 日								
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会提案時期	令和2年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供					
	パブリックコメント	あり	時期	令和元年12月	議会への情報提供	部会	令和元年12月					
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等	なし								
検討経過等	関係部局名等		調整項目			調整状況						
	関係部局との調整		企画政策課、財務課			奨励措置にかかる経費の削減			調整済			
	打合せ・会議の経過											
	月日	会議名等			内容							
R1.8.2	関係課長打ち合わせ会議			改正に向けての考え方、奨励措置の内容について								
備考												
関係課長会議の結果等	原案を	上部庁議へ付議する。								(政策調整会議)		
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課(代)	企画政策課	経営監理課	財務課(代)	税制課	資産税課	都市建設総務室(代)	都市計画課(代)	都市整備課(代)	麻溝台・新磯野地区整備事務所	当麻地区拠点整備事務所	環境経済総務室
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】</p> <p>工業保全地区奨励金について、次期STEP50で4.6億円を見込んでいた理由について伺う。</p> <p>工業系地区計画の策定に向けて動いている金原地区と宮下地区で、地区計画の都市計画決定がされる想定で計上している。都市計画決定に至らなければ、奨励金は発生しない。</p> <p>相模原市は法人市民税が他の指定都市に比べて低く、厳しい財政状況が今後も見込まれる中、企業誘致は重要な産業施策と認識している。今回の改正では、必要な奨励措置に絞られており、引続き課題認識を持って企業誘致を進めていく必要があると認識している。</p> <p>現在、都市計画課で都市計画マスタープランの策定を進めているが、STEP50による奨励措置のみでなく、用途規制などの都市計画と連携して行うことが必要ではないか。</p> <p>STEP50の適用対象地域は工業系の地区に絞られており、都市計画課でも産業政策課と連携して地区計画を進めている。引き続き、都市計画課と産業政策課で課題認識を共有しながら、企業誘致や産業用地の保全を進めていく。</p>											
	<p>【事務事業調整会議】</p> <p>リーディング産業の「ロボット」とは具体的にどのような産業か。</p> <p>一般的には生活支援ロボットを想像されると思うが、生活支援ロボットのほか、工場の自動化に資する生産用機器やその部品を製造する企業もリーディング産業の「ロボット」に該当する。</p> <p>○障害者を雇用した場合の支援メニューはあるか。</p> <p>他の施策で対応していると思われるため、STEP50においては奨励メニューは用意していない。</p> <p>○製造企業だけでなく、高所得層の多い研究企業は誘致しないのか。</p> <p>研究施設も奨励措置の対象となる。</p>											

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

ア 経過

本市では、バブル経済崩壊後、製造業の「産業の空洞化」に直面したため、その対策として平成17年10月にSTEP50を策定した(当初の適用期限は平成22年度3月まで)。

その後、リーマンショックによる景気悪化への対策として、1度目の条例改正を行い、平成22年度3月までの適用期限を5年間延長し、企業誘致に取り組んできた。平成27年3月には、圏央道の開通による市内インフラの充実による様々な企業の進出意向の高まりを背景に、更に強固な産業集積基盤の形成を推進するため、本市経済をけん引する産業を「リーディング産業」と位置付け、第2回目の条例改正を行った。平成29年3月に、「ロボットビジネス拠点＝相模原」を確立するため、ロボット関連企業を「重点リーディング産業」と位置付けた条例改正を行い、より戦略的な企業誘致を進めているところである(適用期限は令和2年3月まで)。

イ 現状・課題

これまで3回の条例改正を経て、約15年にわたり戦略的な企業誘致を実施してきた。結果として、立地件数145件、税収増の累計額は30年度末時点で76億円(令和3年度には110億円となる見込み)、新規雇用は正社員で6,325人(パート3,753人)、市内経済への波及効果は約210億円に上るなど、着実に成果を出してきた。

今後の課題としては、限られた工業系の用途地域内に、税収効果が高く、成長が見込まれる企業の誘致が必要であり、都市計画とも連動しながら、戦略的な企業誘致施策を推進していく必要がある。

ウ 改正の視点

- (ア) 本市産業構造との親和性と将来性、成長が見込まれるロボット産業・航空宇宙産業を重点的に誘致
- (イ) 市外企業や本社機能を戦略的に誘致
- (ウ) 限られた産業用地へ戦略的な立地誘導
- (エ) 既存の市内企業の投資も引き続き支援
- (オ) 昨今の社会情勢に即応、時宜を捉えた奨励制度に変更(不要な奨励措置は廃止)

(2) 事業スケジュール

令和元年	9月～10月	庁議
令和元年	12月	市議会12月定例会環境経済部会説明、パブリックコメント
令和2年	3月	市議会3月定例会 改正案提案
令和2年	4月	改正条例施行(予定)

(3) 市民との合意形成の取組

令和元年12月に実施予定のパブリックコメントにより周知・意見募集を行う予定。

(4) 事業経費・財源

5年間で27.2億円の事業経費を見込む(不均一課税除く)。
財源は一般財源と産業集積促進基金からの繰入金(特定財源)を予定している。

(5) 財源確保の考え方

今回の改正では、これまでのSTEP50で実施してきた奨励措置を一部見直し、不要なインセンティブは廃止することで、これまでのSTEP50に比べて、歳出を抑制する。

また、令和3年度には、STEP50の税収増額が負担額を上回る予定である。

(6) 事業実施の効果

今後の成長が見込まれる「ロボット産業」「航空宇宙産業」を重点的に誘致するほか、市外企業や本社機能の誘致に対するインセンティブを強化し、より費用対効果の高い戦略的な企業誘致を実践する。こうした戦略的な企業誘致を実践することで、誘致企業からの固定資産税や事業所税などの税収増効果のほか、既存の市内企業への経済波及効果や雇用の確保も見込まれ、これにより持続可能な都市経営を実現するもの。

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 10 月 3 日

案件名	市営住宅の今後の在り方について						
所管	都市建設	局 区	まちづくり計画	部 市営住宅	課 担当者	内線	
概要	平成22年3月に策定した「相模原市市営住宅等長寿命化計画」では、市営住宅を安全で快適な住まいとして確保するため、市営住宅の事業手法や長期的な維持管理のほか、供給方法や整備の方向性等を定め取り組んできている。計画策定後10年を経過し、社会情勢や市営住宅を取り巻く環境も大きく変化してきたことから、次期計画の策定に当たり、市営住宅の今後の在り方について、あらかじめ方向性を定めるもの。						
審議内容(論点)	適正な公営住宅の供給確保について 団地別事業手法の選定について コストの縮減について						
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名	施策45 安全で快適な住環境の形成				
審議日	関係課長会議	令和元 年 5 月 27 日	政策調整会議	令和元 年 10 月 11 日			
	局・区政策会議	年 月 日	政策決定会議	年 月 日			
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期		報道への情報提供	なし	
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等	なし			
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等		調整項目	調整状況		
	打合せ・会議の経過						
		月 日	会議名等	内 容			
		H31.1.25	担当者打合せ会議(担当課長級)	課題整理と基本的な考え方・方向性(ストック総合活用基本方針)について			
		H31.2 H31.4	住生活基本計画との打合せ(課長級)	同上			
		R1.5.14	関係課長打合せ(企画・経営・財務)	同上			
		R1.5.21	関係課長打合せ(経営・財務・建住)	同上			
	R1.6.3	関係課長打合せ会議(高齢政策・中央高齢相談)	契約満了に伴う借上げ住宅入居者(高齢者等)への今後の対応について				
	R1.8.20	関係課長打合せ(企画・経営・財務・建住)	並木第二工区事業と借上げ住宅返還について				
備考							
関係課長会議の結果等	原案を	上部庁議へ付議する。		(政策調整会議)			
関係課長会議の出席課・機関等	企画政策課(代) 中央高齢者相談課 市営住宅課	経営監理課(代) 都市計画課	財務課 建築・住まい政策課	高齢政策課 都市建設総務室(代)			
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】 高齢者数が高水準の中で、借上げ住宅を減らしていく考え方はどう整理しているのか。対応としては、既存空家ストックの修繕、直接建設型一般向け住戸を高齢者向け住戸に改修、並木第2工区の整備。この3点で借上げ住宅分を補い、充足できるものと考えている。 (並木建設と一部借上げ住宅継続の費用等を再度比較・検討した結果、「並木第2工区の整備」を「一部借上げ住宅継続」へ変更) 借上げ住宅終了に伴い発生する住替えに関して、生活圏をなるべく変えない配慮が必要である。 基本的には生活圏が変わらないよう、入居者の意向を聞きながら住替え先の確保に留意する。 ○借上げ住宅で行っていた高齢者見守りサービス(生活援助員や緊急通報装置)は住替え先ではどうなるのか。 ○借上げ住宅の既存入居者は、高齢者見守りサービスがあることを知った上で入居している。既存入居者への住替え対応や住替え先の市営住宅においても、これからの見守りサービスの体制等を保険高齢部と調整していくべきである。 承知した。今後、保険高齢部と具体的に調整を図っていく。円滑な住替えを行うため、借上げ契約終了の3年前からオーナーと入居者には説明を行いたい。 ○借上げ住宅に住んでいる高齢者と住んでいない高齢者との間で、福祉サービスの差異がないようにしてもらいたい。 ○並木第2工区を建設しない場合、土地取得に掛かった費用のうち、どれだけ国庫返還が必要となるのか。 他自治体での事例では、土地取得に掛かった国庫全額を返還している。場合によっては高利息のペナルティも考えられる。</p> <p>【事務事業調整会議】 借上げ住宅からの住替えの受け皿は、直接建設の住宅を活用することになると思われるが、空家修繕を的確に実施することが、今回の事業を行う上で重要になってくると考える。 借上げ住宅で実施しているシルバーハウジングプロジェクト(高齢者への生活支援事業)は、国の施策として昭和62年に推奨されて始まった事業である。導入当初の社会背景とは異なり、地域包括ケアの推進等により高齢者への見守り支援の充実が図られてきている。 耐用年数を過ぎた老朽化住宅を順次、用途廃止していく方向だが、市営住宅の地域バランスや需要が偏ってしまうのではないかと。 津久井地域の市営住宅は土砂災害警戒区域に立地している住宅が多く、そこへの建替えは安全性を考慮すると難しい。また、平成23年度に建てた内郷住宅は、募集を行っても応募が少なく、需要は低いものと考えている。 並木第2工区の土地取得に係る課題については、問題ないという整理で良いか。 第2工区の土地を市営住宅の建替え用に確保し、今後整備する方向で位置付けており、国の見解を確認した上で整理を行っている。</p>						

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

平成22年3月に策定した「相模原市市営住宅等長寿命化計画」では、市営住宅を安全で快適な住まいとして確保するため、市営住宅の事業手法や長期的な維持管理のほか、供給方法や整備の方向性等を定めて取り組んできている。計画策定後10年を経過し、社会情勢や市営住宅を取り巻く環境も大きく変化してきたことから、次期計画の策定に当たり、市営住宅の今後の在り方について、あらかじめ方向性を定めるもの。

今後の市営住宅の重要となるポイントは以下のとおり。

「適正な公営住宅の供給確保」：公営住宅供給目標量設定支援プログラムを活用し推計した目標量の供給

「団地別事業手法の選定」：直接建設住宅は計画修繕による維持管理、老朽化住宅は用途廃止後跡地の有効活用

「コストの縮減」：借上げ住宅事業の廃止、廃止に伴う住み替え対応のため、借上げ住宅のうち1団地の一定期間の継続及び既存空家活用の借上げ住宅の新規公募、既存住宅の改修、未利用活用

コストの縮減においては、相模原市公共施設マネジメント推進プランの「事務事業の精査・見直し」でも検討事項となっている借上げ住宅事業について、ランニングコストや安定供給の観点から供給方法について検討を行い、考え方を整理した。

(2) 事業スケジュール（予定）

令和元年7月	庁議
令和元年7月	相模原市住宅審議会【諮問・答申】（次期計画素案への取組の方向性位置付け）
令和2年3月	（仮称）相模原市市営住宅等ストック総合活用兼長寿命化計画改定
令和2年度	借上げ住宅オーナー（13名）借上げ期間30年で事業廃止の説明 借上げ住宅入居者に対する住替え意向調査開始（あじさい住宅上鶴間から順次）
令和3年～4年度	住替え事業開始（あじさい住宅上鶴間から順次 住替え先は直接建設住宅のみ）
令和6年度～9年度	既存空家借上型住宅（期限付き子育て世帯向け）新規公募開始（各年度10戸程度公募）
令和8年度～11年度	既存空家借上型住宅供用開始（入居期限10年）

(3) 市民等への周知、合意形成

令和2年度	借上げ住宅オーナー（13名）借上げ期間30年で事業廃止の説明 借上げ住宅入居者に対する住替え意向調査開始（あじさい住宅上鶴間から順次）
-------	--

(4) 事業経費（次期計画期間10年）

< 既存空家活用借上型住宅供給に係る概算事業費 > 【新規事業】

240,000千円

財源；一般財源240,000千円

< その他 >

既存空家ストック修繕【既存事業】

117,451千円

財源；一般財源117,451千円（約70戸）

一般向け住戸の高齢者向け住戸への改修【新規事業】

150,000千円

財源；国庫75,000千円 / 市債75,000千円（2,500千円 * 約60戸）

老朽化住戸解体【既存事業】

38,340千円

財源；一般財源38,340千円（1,917千円 * 20戸）

(5) 財源確保の考え方

一般財源については、借上げ住宅事業の見直し（廃止）により捻出される財源（約1,250,000千円（10年程度）捻出）により対応

(6) 事業実施の効果

< 10年間にわたり、安定的な市営住宅の供給量を確保 >

< 借上げ住宅事業の見直し（廃止）による効果 >

一般財源（約1,250,000千円捻出）のコスト縮減

さらなる市営住宅経営の健全化

< 既存空家活用借上型住宅事業の効果 >

民間空家住戸の活用

直接建設住宅を借上げ住宅の住替え受皿のストックとすることができ、既存入居者（高齢者）の居住の安定の確保及び公営住宅供給目標量の達成

第5回 政策調整会議 議事録

令和元年10月11日

1 相模原市ICT総合戦略の策定について

(説明者：企画部長)

(1) 主な意見等

民間企業との連携の構築や模索についてはどう考えているか。また、人材育成に対する考え方は。

市内のICT化は、市職員のスキルだけでは実現しないものと承知していることから、市の情報政策に、民間企業から横申しを刺してもらうような仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えている。

また、人材育成については、「基本理念の実現に向けた情報リテラシーの育成」を掲げており、情報を取り扱う能力の育成等の取組を記載している。

民間企業から情報を得る等の観点での連携は積極的に図っていくのか。

これまでも、技術的な分野での情報収集は行っているところである。民間企業との連携については、環境経済局や都市建設局等と連携しながら図っていききたいと考えている。

デジタル手続法の改正など、国の動向は本戦略に反映されているのか。

法改正については本戦略においても意識しているところであり、電子申請を推進していくことについては、基本目標1に事業を掲げている。

国は手数料の電子納付など手続きのオンライン化を進めていく考えだが、本戦略では「研究、検討」という位置づけになっている。今後4年間で目指すものとしてさらに踏み込んだ内容としても良いのではないか。

現在、市民税課窓口で課税証明書等を取得する際の支払い手段として、LINE社の協力を得て電子納付に関する実証実験を行っているとともに、コンビニ納付と合わせてLINE Payによる電子納付にも取り組んでいるところである。

現在、このような取組を進めているのであれば、「研究、検討」では表現が弱いのでは。

実証実験において、費用対効果やニーズの有無を確認しているところであるためこのような表現としているが、改めて検討したい。

民間活力を導入して積極的に取り組んでいることは評価できるが、費用対効果やニーズの有無ばかりに目を向けるのではなく、情報部門としてICT社会の実現に向けてけん引していく姿勢を持って臨んでもらいたい。

基本理念として「選ばれ・愛される さがみはら」を掲げる以上、本市のオリジナリティや突出したものを盛り込む必要があるのではないか。時代の流れを反映し、本市の取組姿勢を示す戦略としてもらいたい。

(2) 結 果

原案を一部修正し承認する。

(3) 特記事項

なし

2 相模原市産業集積促進条例の改正について

(説明者：経済部長)

(1) 主な意見等

STEP50による税収効果はどのように把握しているか。

例えば、新たに取得した土地に建てた工場等の固定資産税や設備の固定資産税(償却資産税)等の税額について、制度活用の前後で比較し、その差額を効果として捉えている。

近年では物流業と製造業の垣根がなくなっているようにも感じる。製造業を中心とした産業基盤の形成を図ってきたことを踏まえ、的を絞った企業誘致施策を展開するとともに、市内外に適切に打ち出すべきである。

本市以上の企業誘致制度を実施している都市もあるなかで、他都市との競争に臨まなければならない。本市の特性や優位性などを積極的に示すべきである。

市内で認知されている「STEP50」という名称だが、市外企業にも分かりやすいように、今回の条例改正を機に見直しを図ってほしい。

現状を踏まえると、STEP50がなくても企業の立地が進むと思われるが、今後も本制度は必要なのか。

より強固な産業基盤を形成する上でも、必須のものと考えている。

(2) 結 果

原案を上部庁議へ付議する(政策決定会議)

(3) 特記事項

なし

3 市営住宅の今後の在り方について

(説明者：まちづくり計画部長)

(1) 主な意見等

- 借上げ住宅返還に伴う入居者の住替えにおいては、保険高齢部と連携を図りながら、各入居者の意向等に配慮し、住替えの支援に当たってほしい。
- 次期計画期間が終了する令和12年3月の管理戸数と、適正な管理戸数(目標管理戸数)には、差があるが、その違いは。
次期計画期間内における最終的な管理戸数は、借上げ住宅の一部返還、老朽化住宅の一部用途廃止によるもの。また、目標管理戸数は、令和42年度を目途に、全ての借上げ住宅の返還と全ての老朽化住宅を用途廃止した後の戸数である。
- これまで、市営住宅を積極的に建設してきた経緯があるものの、原案では、新規の建設は行わずにストックを削減していくものとなっている。このストック削減と供給(募集)目標量の考え方を、人口減少・超高齢社会などの社会情勢の変化とリンクさせていくことが重要である。
- 市内の公営住宅の供給(募集)目標量の設定の考え方は。
本市の人口推計や国の住宅・土地統計調査等のデータを基に、供給(募集)目標量を設定した。
- 市内の公営住宅(市営住宅と県営住宅)の供給(募集)目標量は、どのような割合で設定したのか。
市営住宅と県営住宅の割合は、これまでの募集実績や管理戸数を基に設定した。
- 借上げ住宅の返還に伴い、事業者(オーナー)との間に課題はないのか。
当初の契約期間である20年間の借上げ期間の終了後に、さらに10年間の期間を定めた契約を両者合意のもと締結していることから、課題はないものと考えている。
- 借上げ住宅の返還に伴い、市営住宅の管理戸数が減少していくことになるが、空家ストックを的確に修繕し、供給目標量を確保するという理解で良いか。
そのとおりである。
- 次期計画は、概ね4年ごとに見直しを行うことから、その時点で改めて議論を行い、供給目標量や適正な管理戸数の精査なども含めて検討し、今後の市営住宅施策を進めてほしい。
承知した。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

以 上